

(素案)

第4次佐倉市地域福祉計画

(佐倉市地域福祉ビジョン)

～『支える側』と『支えられる側』の循環を

目指して（地域共生社会の実現に向けて）～

※令和元年5月13日時点

令和2年3月

佐倉市

は じ め に

※（市長あいさつ） 今後、作成します。

目 次 (予定・今後、変更の可能性)

第1章 第4次佐倉市地域福祉計画について

- 1 計画策定にあたって……………
- 2 計画の位置付け……………
- 3 計画の期間……………

第2章 地域の現状など

- 1 地域福祉の担い手……………
- 2 第3次佐倉市地域福祉計画の取り組み、課題と今後の方向性……………
- 3 住民、地域と行政の役割（自助、互助・共助、公助）……………

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念……………
- 2 基本目標（これから目指す地域のために）……………

第4章 取り組みの展開

- 1 基本目標1……………
- 2 基本目標2……………
- 3 基本目標3……………
- 4 基本目標4……………
- 5 計画の進行管理……………

資料編

- 1 計画の関連法令……………
- 2 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱……………
- 3 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿……………
- 4 策定経過……………
- 5 「中間報告」（平成30年3月）（抜粋）……………
- 6 「第3次佐倉市地域福祉計画まとめ」……………

1 計画策定にあたって

(1) これまでの佐倉市地域福祉計画について

佐倉市では、第1次から第3次まで地域福祉計画を定め、地域福祉の推進に取り組んできました。

第3次佐倉市地域福祉計画（以下「第3次地域福祉計画」という。）では、個別計画との役割（機能）の分担など、地域福祉計画の在り方について抜本的な見直しを行いました。

その結果、社会福祉法（以下「法」という。）に規定されている市町村地域福祉計画において定めるべき事項のうち、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を重点的に規定する計画としました。

そして、佐倉市における地域福祉推進のための共通の目標となる、目指すべき地域の未来像（互いに支え合う地域、ふれあい・交流のある地域、一人ひとりを認め合える地域）をビジョンとして提示し、地域の繋がり、「であい」「ふれあい」「つきあい」を大切にすることから、地域における支え合い、助け合い活動が展開され、新たな地域の活性化に繋がるその取り組みの方向性を決めました。

(2) 計画策定の背景と趣旨

そのような中、2017年（平成29年）6月に、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月から施行されました。また、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の策定ガイドラインとして、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け・子発1212第1号・社援発第1212第2号・老発第1212第1号）が通知されました。

改正法の趣旨は以下の内容になります（詳細は資料1：計画の関連法令参照）。

- ① 地域の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」から「確保される」に（第4条第1項関係）
- ② 地域福祉の推進の理念の明確化（地域住民等は本人及び世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する）（第4条第2項関係）
- ③ 福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携（第5条関係）

- ④ 地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化（第6条第2項関係）
- ⑤ 相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ（第106条の2関係）
- ⑥ 市町村における包括的な支援体制の整備の推進（市町村の努力義務）（第106条の3関係）
- ⑦ 市町村地域福祉計画の充実（努力義務化、記載事項の追加等）（第107条関係）

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

改正法により、地域福祉計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されていますが、これは、「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要があります。

（3）第4次佐倉市地域福祉計画について

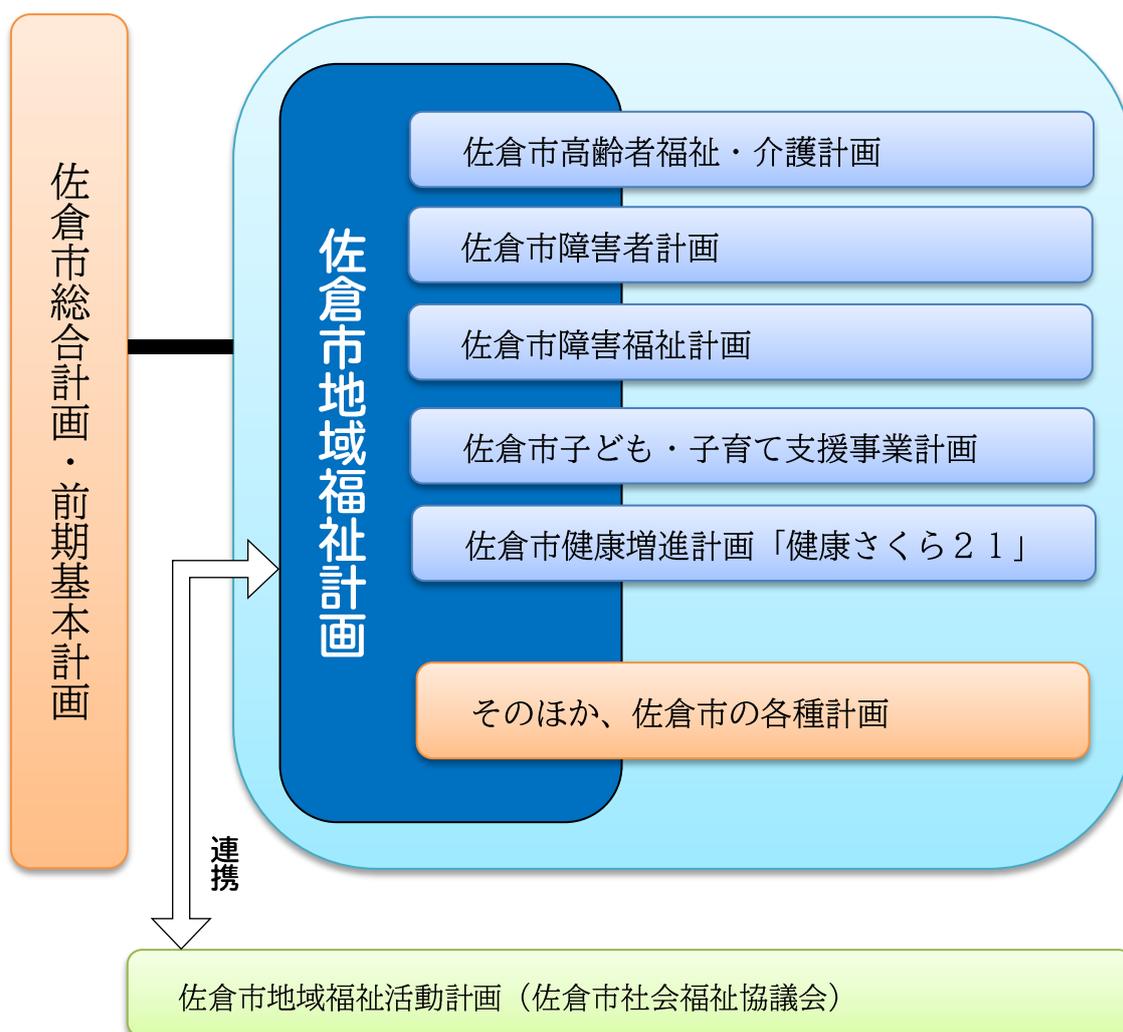
この点、第3次地域福祉計画の中間報告（佐倉市地域福祉計画推進委員会・平成30年3月。以下「中間報告」（資料5）という。）では、この改正法の示す、地域共生社会の実現に向けた考え方は、第3次地域福祉計画で定めている住民同士の支え合い助け合いに焦点をあてた仕組みづくりであり、基本的な考え方、基本方針と方向性は一致しているとされています。

そこで、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進するために、第4次佐倉市地域福祉計画（以下「第4次地域福祉計画」という。）を策定することといたしました。第3次地域福祉計画を承継しつつ、改正法に留意し、地域福祉に関する市の方向性を示すものとししました。また、福祉分野の基盤計画と位置付け、各個別計画と一体となって、地域福祉の推進を進める内容とししました。

2 計画の位置付け

第4次地域福祉計画は、第5次佐倉市総合計画（基本構想・前期基本計画）を上位計画とし、法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定しています。

地域共生社会の実現に向けて、佐倉市総合計画や高齢者福祉・介護計画など、他の個別計画との整合及び社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の地域福祉活動計画との連携、分野横断的・一体的に地域福祉を推進していこうとするものです。



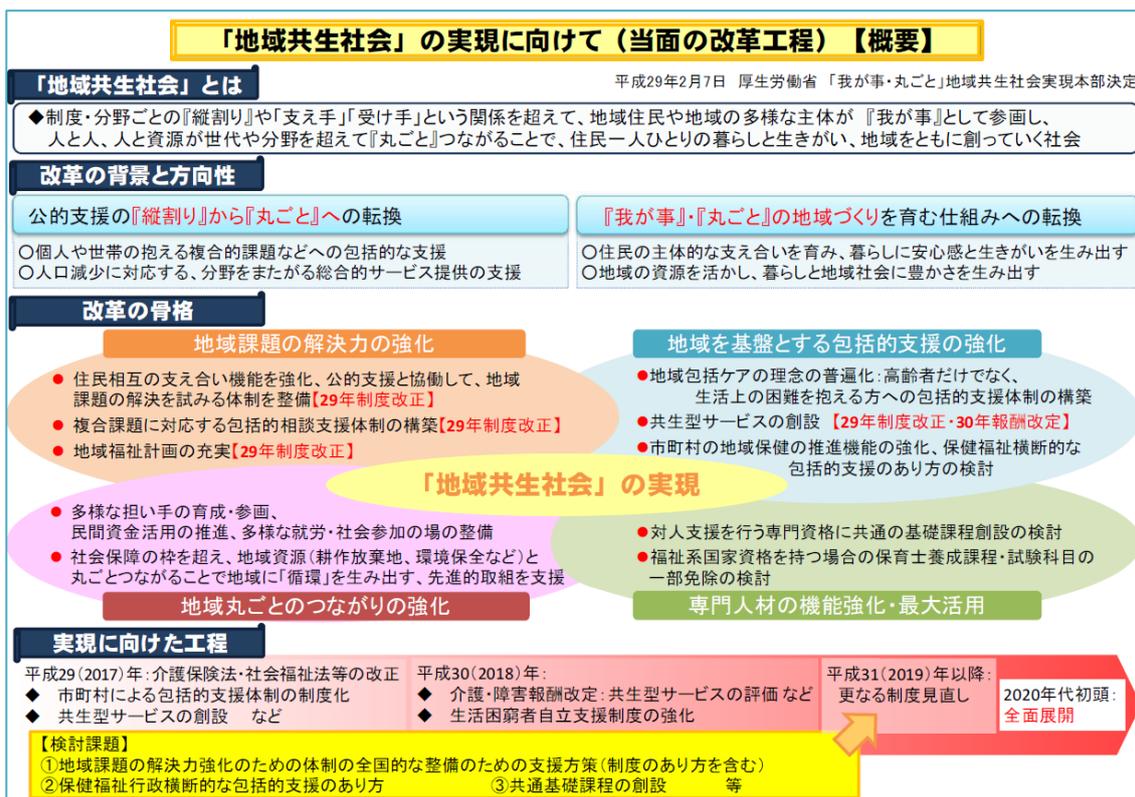
※佐倉市地域福祉活動計画（ともに歩むふくしプラン）

地域社会のさまざまな福祉課題の解決をめざして、行政の地域福祉計画の推進と相まって、民間レベルによる地域福祉の推進を具体的に計画化したもので、社会福祉協議会が主体となって策定したものです。第5次計画では、①支えあい活動、②災害時要援護者支援と③生活困窮者支援の3つを重点目標としています。

3 計画の期間

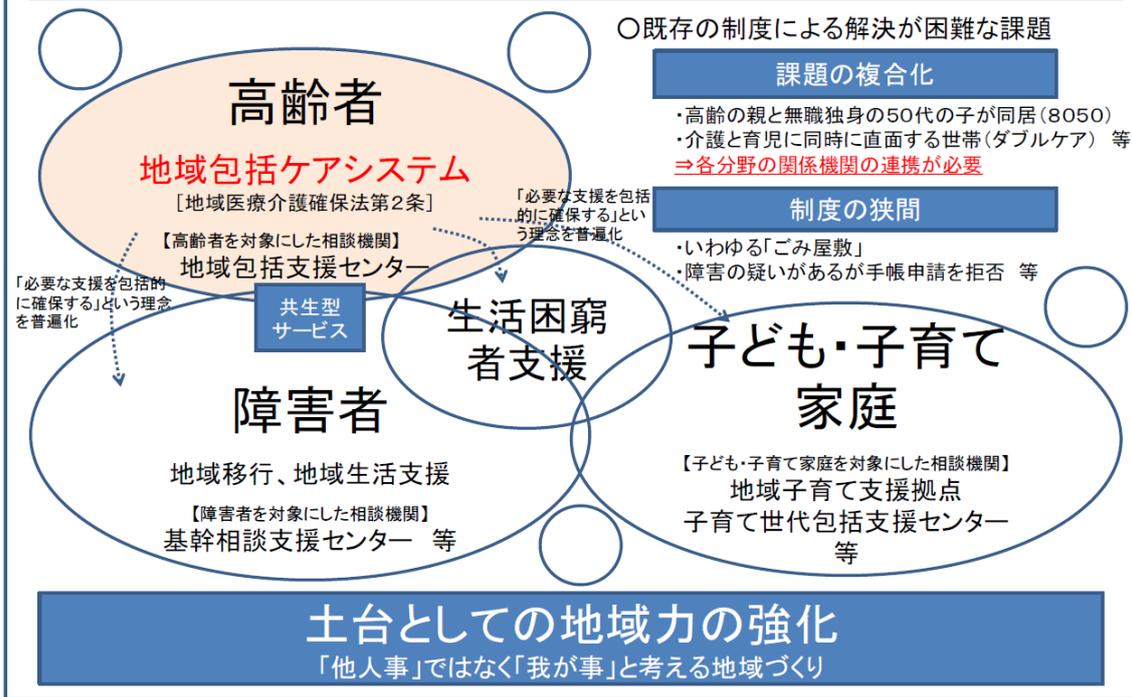
第4次地域福祉計画は、第5次佐倉市総合計画（基本構想・前期基本計画）と整合性を持たせるため、令和2年を初年度として、令和5年を最終年度とする4年計画とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第5次佐倉市総合計画 (基本構想・前期基本計画)	→			
第4次佐倉市地域福祉計画 (佐倉市地域福祉ビジョン)	第4次佐倉市地域福祉計画			



厚生労働省資料

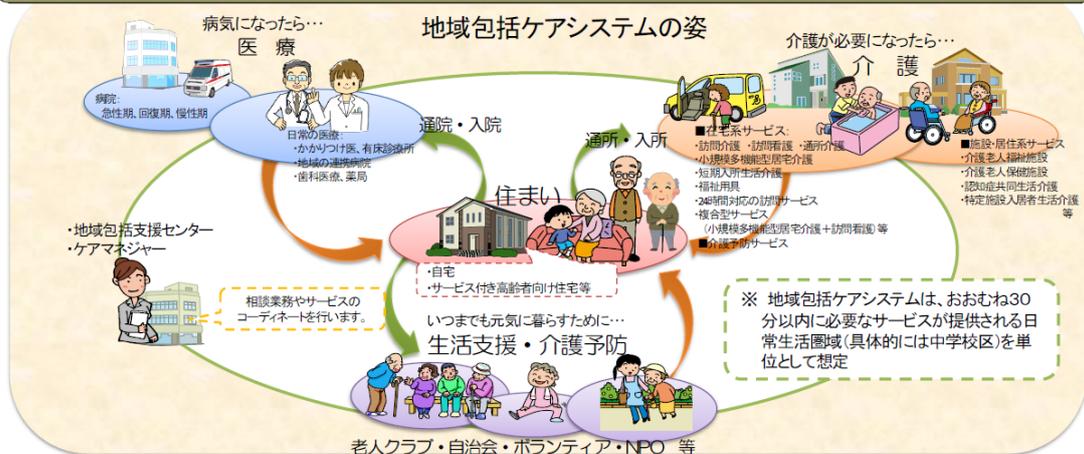
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



厚生労働省資料

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



厚生労働省資料

佐倉市の個別計画

佐倉市は、法令等に基づき、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援、健康増進、青少年育成、男女平等参画、防災等について、分野ごとに個別計画を策定しています。

計 画 名	概 要
第7期 佐倉市高齢者福祉・介護計画 (平成30年度～平成32年度)	「老人福祉法」第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び「介護保険法」第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」。高齢者に関する施策全般を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的として、平成30年3月に第7期計画を策定。
第5次佐倉市障害者計画 (平成28年度～平成32年度)	「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を明確化するための計画。平成28年3月に第5次改訂版計画を策定。
第5期佐倉市障害福祉計画 (平成30年度～平成32年度)	「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」。国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、佐倉市の特性や独自の課題等をふまえ、必要な事業の見込み量、見込み量を確保するための方策を定める計画。また、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的にまとめた計画。「障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく基本指針に即して、障害児福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関して定めている。
佐倉市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)	「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」。国より示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、佐倉市が取り組むべき対策と達成すべき目標や実施時期を明らかにした計画。平成27年3月に策定。 改定時期が、地域福祉計画と同時期であり、2020年3月に、第2次計画を策定予定。
第3次佐倉市青少年育成計画 (佐倉市子ども・若者育成支援推進計画) (平成29年度～平成31年度)	平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」と位置付け。社会情勢を踏まえ、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」や、県の「第2次千葉県青少年総合プラン」を勘案し、3年間の佐倉市の青少年育成について、基本理念を示し、基本方針に基づく諸施策を推進することによって、青少年が生き生きと生活できる環境づくりを目指して計画を策定。 改定時期が、地域福祉計画と同時期であり、2020年3月に、第4次計画を策定予定。
佐倉市健康増進計画 「健康さくら21(第2次)」【改訂版】 (平成25年度～平成34年度) (平成31年3月改定： 自殺対策計画を一体として策定)	「第4次佐倉市総合計画(平成23年度～平成31年度)」に基づき、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるための、具体的な考え方や取り組み方法を示した計画。国の健康増進計画である「健康日本21」、母子保健の推進計画である「健やか親子21」とも整合性を保ち、それぞれの計画の趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画。平成28年3月

	<p>には、自殺対策基本法が改正され、自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられた。これにより、改訂版の計画は、自殺対策計画として位置づけられている。</p>
<p>佐倉市避難行動要支援者避難支援全体計画 (平成 27 年 8 月策定)</p>	<p>佐倉市地域防災計画の下位計画として、佐倉市災害時要援護者等対策検討委員会が作成し、避難行動要支援者対策を重点的に具体化するために策定するもの。 要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿、避難支援体制構築の取組みや災害発生時における支援等の実施を規定。</p>
<p>成年後見制度利用促進基本計画 (平成 31 年度に策定予定)</p>	<p>今後、計画書の概要などを記載する予定。</p>
<p>佐倉市住生活基本計画 (平成 26 年度～平成 35 年度)</p>	<p>住生活基本法、全国計画、千葉県住生活基本計画の趣旨を踏まえつつ、佐倉市総合計画や都市マスタープラン、また各課個別計画と横断的に整合性を図り作成。 住宅困窮者の居住安定確保について規定。</p>

1 地域福祉の担い手

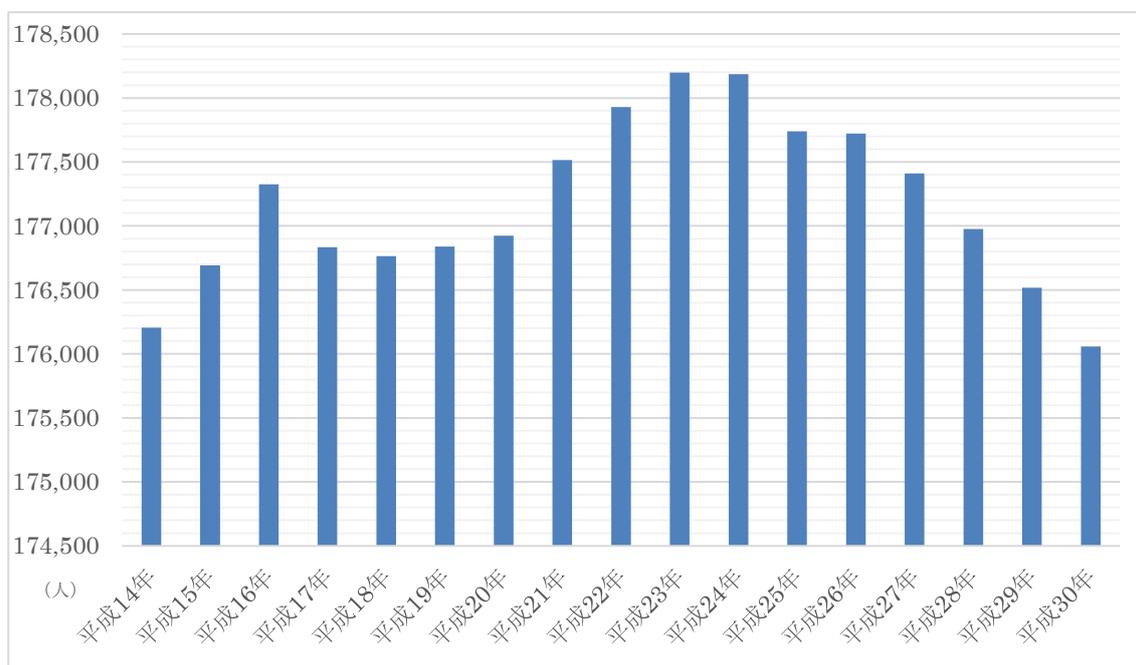
第3次地域福祉計画に引き続き、地域福祉の担い手の不足・確保という課題があります。

(1) 生産年齢人口、働き手の減少

- 生産年齢人口と働き手の減少は、下記の人口情報から明らかです。そのようなかで、どのように地域づくりを行っていくかが課題となります。
- 地域のことは地域で解決できる部分も多くあり、佐倉市には民生委員・児童委員をはじめ、ボランティアや自治会、地区社会福祉協議会などの「地域資源」が数多く活動しています。
- 平成30年2月に開催した地域福祉フォーラムでは、臼井西中学校によるボランティア活動の発表がありました。また、高齢者の方は、若い方と活動することで、元気になるということがあります。担い手の確保という点からも、世代を超えて、住民の方がみんなで地域を作っていくことが重要となります。
- 5年後にはいわゆる団塊の世代が75歳以上になります。また、地域での支え合い・助け合いが大切になってきている中、ボランティアや各団体の活動を広げていけるように、住民と行政が一体となって、地域づくりをしていく必要があります。

①総人口

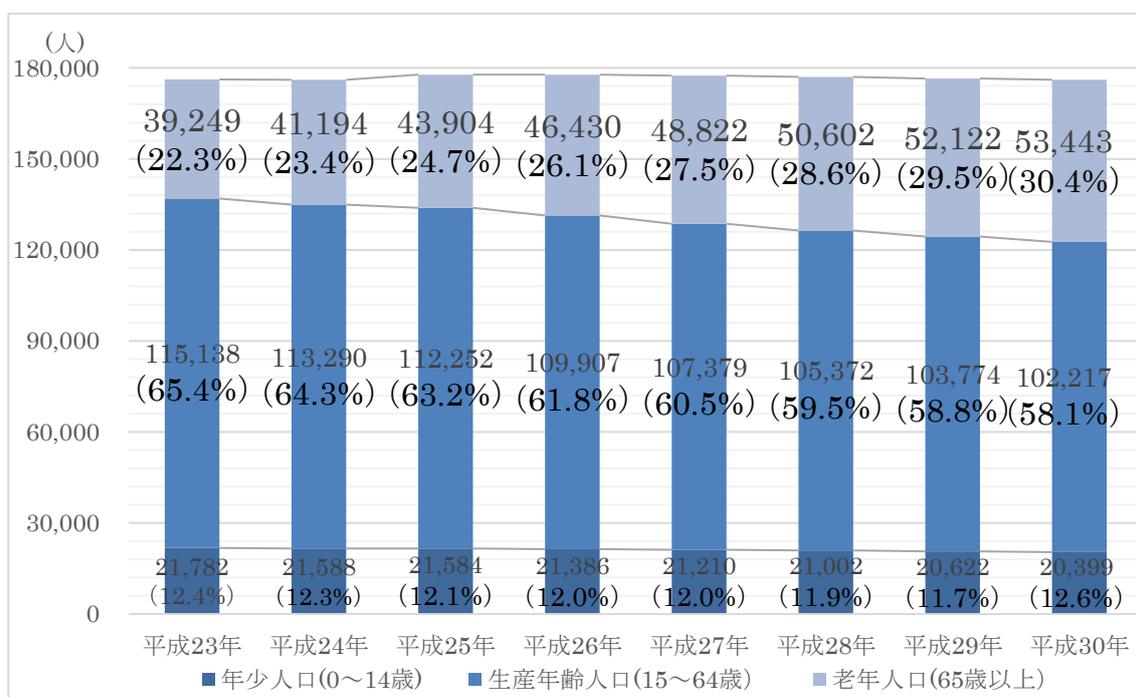
平成23(2011年)年の約17.8万人をピークに減少傾向となっており、平成30(2018)年現在で約17.6万人となっています。



【出典】住民基本台帳(各年3月末、外国人を含む)

②年齢階層別人口

老年人口が増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。平成30年(2018)年3月に、高齢化率(=老年人口÷総人口)が30%を超えています。



【出典】住民基本台帳(各年3月末、平成23年、平成24年は外国人を含まない)

(2) 民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員制度は、住民に委託して地域住民から社会福祉にかかわる相談を受け支援を行う制度です。この制度はその源といわれる済世顧問制度より100年以上の長い歴史をもつ制度であり、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりをめざしています。

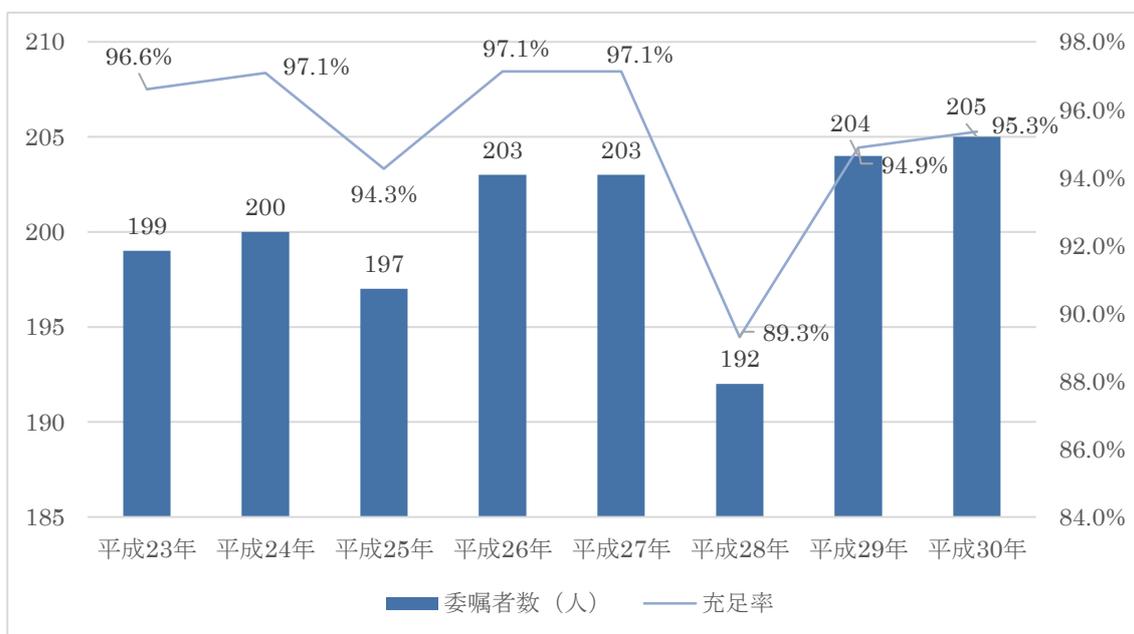
民生委員・児童委員は、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民が、地域から選ばれ活動しています。

民生委員・児童委員は、自治会長からの推薦により委嘱します。民生委員・児童委員数と自治会加入世帯数・加入率の推移は下記のとおりです。民生委員・児童委員の担い手確保の取り組みが求められます。

また、民生委員・児童委員の方が中心となり、学習支援・子ども食堂を行っている活動事例があります(資料6参照)。この活動は、市の生活困窮者自立支援事業とも関連があり、これらの活動についても、取り組みの広がりが期待されます。

○民生委員・児童委員数の推移

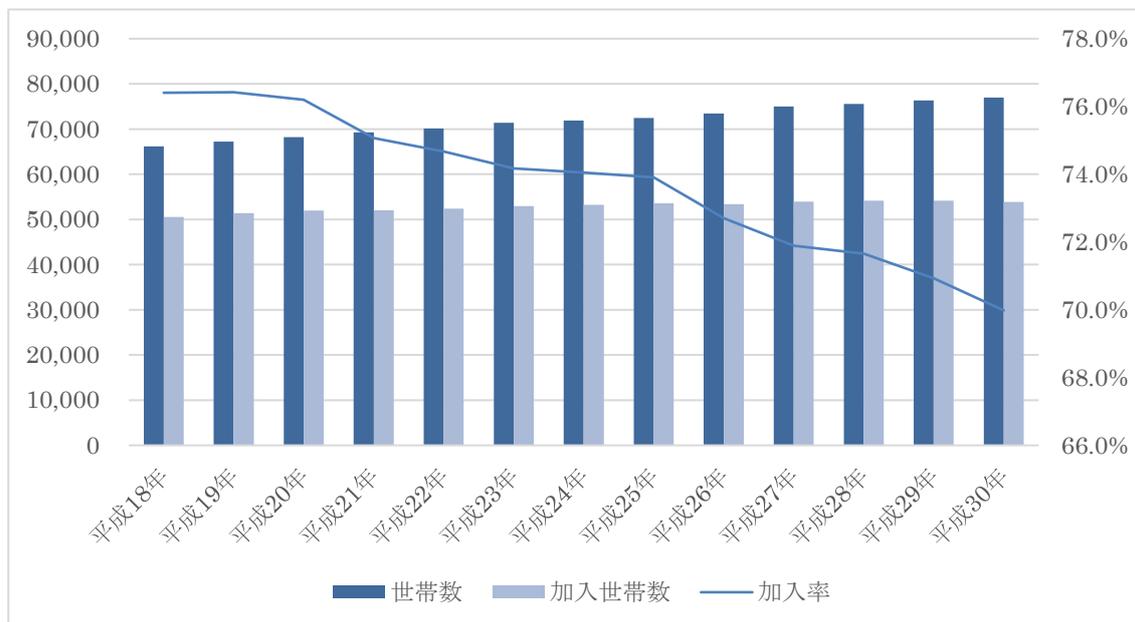
民生委員の任期は3年で、12月1日に一斉改選が行われますが、定数が充足できていない状況が継続されています。



民生委員・児童委員推薦状況データを加工して作成
(各12月1日現在。定数は、平成27年までは209人、平成28年から215人)

○（参考）自治会加入世帯数・加入率の推移

市の人口が減少傾向にある一方で、高齢化や世帯分離等による住民基本台帳上の世帯数は増加が急激に進んでいます。そのため自治会加入率は年々低下しているように見えるものの、自治会の加入世帯数は実際には微増しています。



自治人権推進課データを加工して作成

（3）ボランティア活動

ボランティア活動が広がりを見せる中、ボランティア活動に対する意識が、立場や人によって変わってきている面が見られます。例えば、社会福祉施設でのボランティア活動が行われています。社会福祉施設としては、ボランティアを積極的に行ってもらいたいが、ボランティアをする側には、個々に事情があり、ボランティアができない場面も考えられます。

また、第5次佐倉市総合計画に向けた市民意識調査結果報告書では、ボランティア活動などの地域コミュニティ活動へ参加意向の設問で、「時間的な負担が少なければ参加したい」と回答した方の割合が最も高く33.9%となっています。

ボランティア活動の重要性が増す中、ボランティア活動に対する意識の多様化に注視する必要があります。

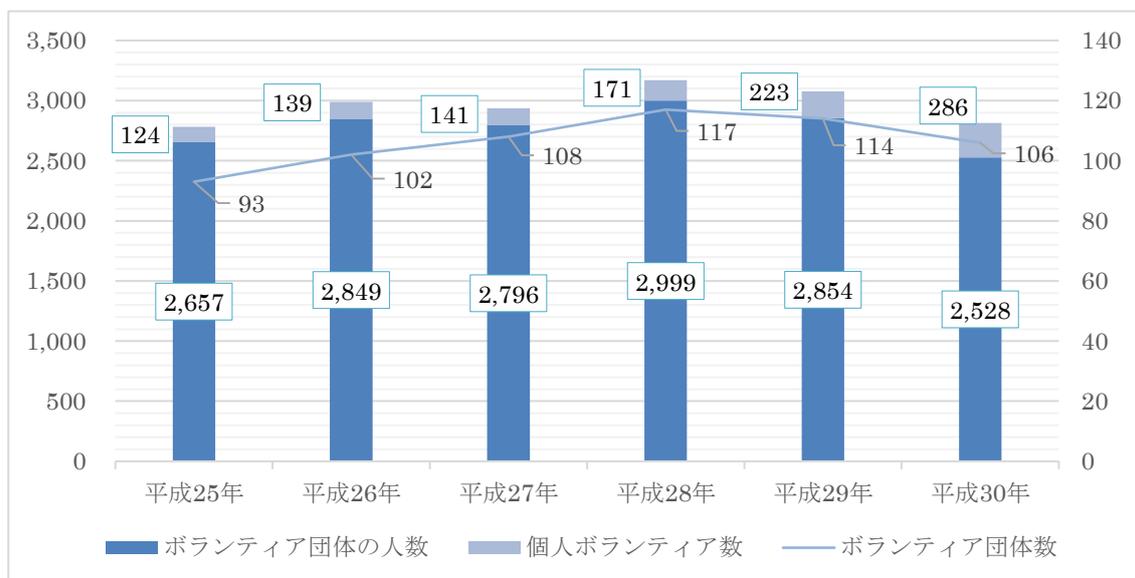
佐倉市には、佐倉市ボランティアセンター、西部ボランティアセンター、南部ボランティアセンターがあります。ボランティア活動の拠点として、地域のボランティアをサポートし、ボランティアの育成・登録・紹介などを行なって

いますが、ボランティアをしたい人とボランティアを必要としている人とのコーディネートなど、今後ともその役割が期待されます。

○ボランティア団体数・ボランティア団体の人数・個人ボランティア数の推移

※3つとも、佐倉市ボランティアセンターへの登録数。

3つの数字ともに、増加と減少を繰り返しています。



佐倉市社会福祉協議会データを加工して作成

(4) 高齢化の捉え方

高齢者が増加している中、元気な高齢者が困った課題を持った高齢者を支えている現状があります。介護保険制度などの公的サービスの基盤整備を行ったうえで、高齢化をマイナス思考ではなく、プラス思考で考える必要があります。

例えば、高齢者の方に、健康で元気に社会貢献をしていただく方法の1つとして、防犯パトロールがあります。市内で数多くの取り組みが進んでいますが、防犯パトロールは子どもたちの安全確保などに繋がるとともに、まちのために少しでも貢献しようという意識が芽生え、地域の他の活動にも関わってみようという人も出てくるなど、他の活動へ広がる場合があります。

(5) 社会福祉法人の役割

社会福祉法が改正され、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」が求められています。

佐倉市には、「佐倉市社会福祉施設協議会」（以下「施設協」という。）や「佐倉市社会福祉法人の未来をつくる協議会」（以下「未来協」という。）があり、その事務局を佐倉市社会福祉協議会が担っています。また、市と社会福祉法人とは、平成25年2月20日に、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しています。

社会福祉法人がその役割を果たすためには、取り組みをコーディネートする機能が求められています。また、住民に社会福祉法人の存在が認知され、住民と社会福祉法人の繋がりを深める必要もあります。この点、佐倉市社会福祉協議会とも協力しながら、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が進むような取り組みが求められます。

ちょこっと解説

圏域とは？

圏域について、高齢者福祉・介護計画では、市内を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置や整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークを形成するとしています（志津北部圏域、志津南部圏域、白井・千代田圏域、佐倉圏域、根郷・和田・弥富圏域）。また、障害福祉計画では、相談支援体制は、高齢者支援における日常生活圏域を単位に整備することとしています。

佐倉市社会福祉協議会の策定している、ともに歩むふくしプランⅢ（第5次佐倉市地域福祉活動計画）では、地区社協圏域・日常生活圏域・基本福祉圏域の3層の地域福祉推進圏域を設定し、3層圏域の役割を活かして、個別課題に地域全体で取り組んでいます。

2 第3次佐倉市地域福祉計画の取り組みと課題、今後の方向性

(1) 市民意識調査の結果

第3次地域福祉計画では、《互いに支え合う地域》、《ふれあい・交流のある地域》、《一人ひとりを認め合える地域》の実現のために、①情報の発信・啓発、②担い手の確保と③地域の交流活動・福祉活動の推進の3つを個別計画等とともに進めてきました。

この3つの地域像の実現に向けては、自らの意思に基づいて地域の課題の解決に参加する住民が、地域の様々な取り組みを推進し、また、地域で生活する人々の違いや個性を受け入れられる意識が広まることが、鍵になります。

そこで、第3次地域福祉計画では、基本施策①情報の発信・啓発に関する成果指標として、市民意識調査の中で、地域福祉活動に関する以下の調査を実施しました（市民意識調査の結果は、市のホームページで公開しています）。

○市民意識調査概要（福祉・健康編）

調査地域	佐倉市全域
調査対象	市内在住の18歳以上の男女
対象者数	1,200名（平成30年度は、1,400名）
抽出方法	住民基本台帳における地区別・年齢層別の人口比率に基づき、男女別に無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成28年5月20日～平成28年6月15日（平成28年度）
	平成29年7月24日～平成29年8月21日（平成29年度）
	平成30年7月12日～平成30年7月31日（平成30年度）

	配布数	有効回収数	有効回収率
平成28年度	1,200	408	34.0%
平成29年度	1,200	351	29.3%
平成30年度	1,400	409	29.2%

○設問

設問 1 ※全ての質問、平成 29 年度から、「その他（具体的に）」の選択肢を削除。

【住民同士の支え合い】

「地域で安心して住み続けるためには、住民同士の支え合いや助け合い等、繋がりを大切にする必要があると思いますか。」【1つ選択】

設問 2

【近所からの相談等への対応】

「近所から、困りごとがあるので相談に乗って欲しい、手助けして欲しいと頼まれた場合、協力すべきだと思いますか。」【1つ選択】

設問 3

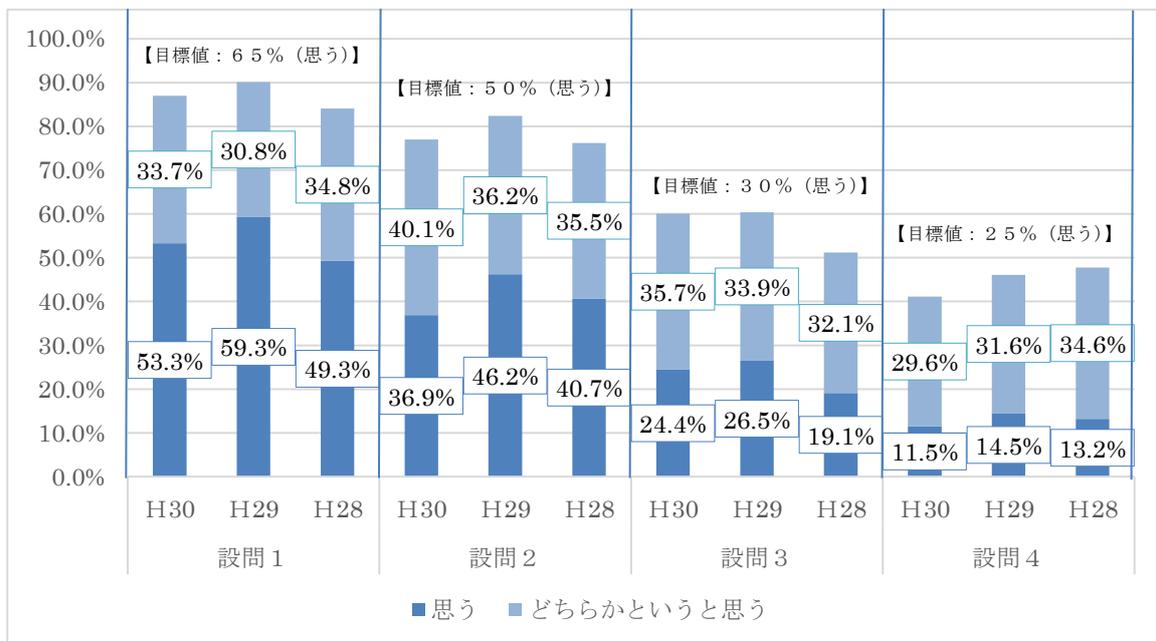
【住民同士の気づかい】

「日頃の『あいさつ』や、近所の方の異変に気がついた際の声かけ等、住民同士の気づかいができていますか。」【1つ選択】

設問 4

【住民同士の交流】

「地域行事への参加や協力等、住民同士の交流やふれあいができていますか。」【1つ選択】



結果を見ると、設問1と設問2における、「住民同士の支え合い」を大切にする必要があると「思うか」、「近所からの相談等への対応」について協力すべきと「思うか」という割合は比較的高い一方で、「住民同士の気づかい」ができていると「思うか」、「住民同士の交流」ができていると「思うか」という割合は低くなっています。

これは、住民同士の支え合いを大切に、また、近所からの相談等について協力しようと思っている人は多いけれども、住民同士の気づかいができている、住民同士の交流ができているというような、実際の行動に移している人は少ないためと考えます。

住民の方々の思いを行動に移してもらい、実際に地域での支え合い、助け合い活動に繋がるための、さらなる情報発信や啓発が必要となります。

成果指標の目標値は、「思う」と回答した割合としており、現状値は各設問とも、目標値に達していませんが、「思う」と「どちらかというと思う」の回答した割合を合わせると、各設問とも目標値を超えるとともに、「意識」を聴いている、設問1と設問2については、7から8割を超える回答割合となっていることから、市民の方の意識の高さが伺えます。

また、中間報告の中にある、団体アンケート調査（各事例の団体の方々に行ったアンケート）の結果を見ると、地域福祉活動に対して、市民意識調査よりも高い割合の結果が出ているとともに、多くの方が活動に参加したことで、自分が変わることができた、また、成長することができたと思われていることから、まず、活動に携わっていただくことが、重要になります。

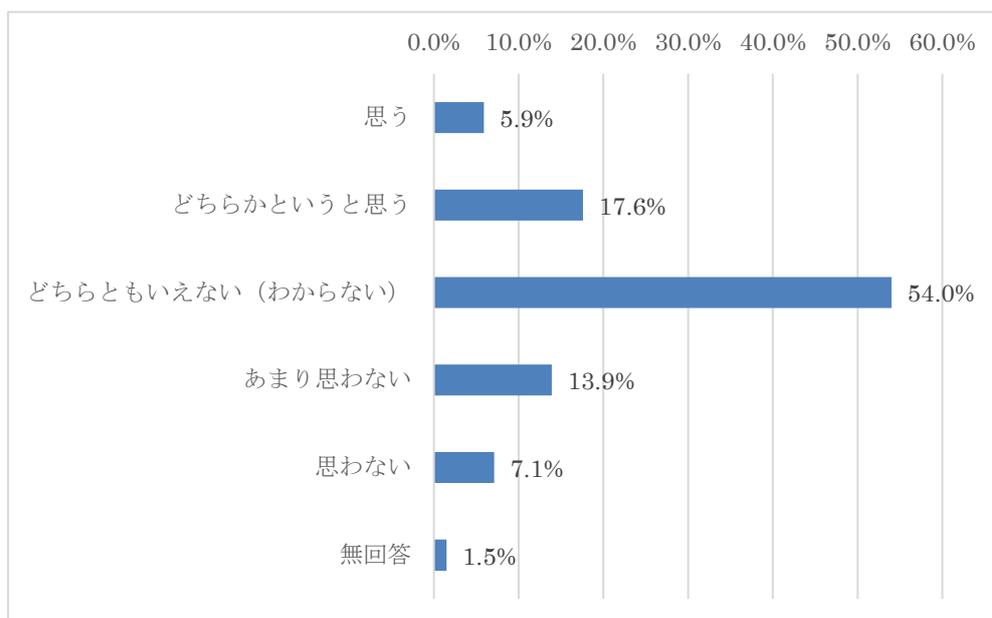
○包括的な支援体制の検討に向けて

平成30年度の市民意識調査では、包括的な支援体制の検討に向けて、下記の設問についても調査を実施しました。

設問5

【相談、支援の体制等】

「困りごとがあったときに、相談できる場、支援を受けることができる体制等が市内で整備、構築されていると思いますか。」【1つ選択】



結果を見ると、「どちらともいえない (わからない)」が54.0%と最も高い回答となりました。また、自由意見では、PR不足、情報の発信不足などのご意見があります。

佐倉市には、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターや生活困窮者自立支援相談窓口など、すでに分野ごとの相談機関があります。これらの相談機関の情報発信を充実させるとともに、各相談機関の連携を踏まえ、包括的な支援体制のあり方を検討していく必要があります。

(2) 個別計画等における取り組みなどから

基本施策②担い手の確保及び基本施策③地域の交流活動・福祉活動の推進については、個別計画等において取り組みを進めてきましたが（中間報告において、平成29年9月末までの（1年半の）実績を掲載）、地域福祉の担い手など、引き続き取り組む必要があります。

その他、基本施策①情報の発信・啓発についても、個別計画等とともに、施策を進めました。

①個別計画における取り組み

個別計画等では、佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」、障害に関する啓発・理解講座の実施、また、市の広報紙「こうほう佐倉」（各種特集号の発行など）、インターネットを活用した情報発信の充実や社会全体で子育てをしていく意識の啓発（子育て支援ガイドブックの配布）などを行っていますが（中間報告から）、より積極的な広報活動が必要となります。

②地域福祉活動事例調査

地域福祉計画では、計画に掲載した事例に加えて、市内の活動事例調査を実施する中で、計画の周知、普及を行いました。また、佐倉市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の委員が同行するかたちで事例調査を行い、同委員会で議論することで、地域福祉についての議論を深めました（資料5・6を参照）。

また、市のホームページ及びこうほう佐倉において、活動事例の紹介を行いました。しかし、この点については、広報媒体、また、広報効果という観点から、紹介をした効果がどの程度あるのかという点について、推進委員会で意見をいただいています。

③団体活動の運営（事例調査結果から）

情報の発信・啓発については、今まで地域福祉活動に携わったことがない方に、携わるきっかけにしてもらうという面とともに、現在、活動に携わっている方や団体に、その活動を充実・継続させていくための情報の発信・啓発も重要になります。

例えば、地域福祉計画及び中間報告に掲載した活動事例について、「その後」の活動の輪の広がりを調査しましたが、その中で、「支える側」の高齢化、後継者という問題がありました（資料5・6参照）。

この点、ある団体では、役員を毎年ローテーションにすることで、ベテランの人から新しい人にうまく活動が繋がっています。このような事例の情報

発信をするなど、活動の継続性という点で、団体の運営支援も重要になります。

④住民参加の促進

また、推進委員会から、第3次地域福祉計画に関する事例紹介は、やってみようと思ってもらえる内容だったが、その先、やってみたいと思ったときに、具体的にどうしたらいいかまでの記載がないという意見がありました。

今後、佐倉市にはどのような方法があるかなどを検討することが求められます。例えば、こども食堂の情報発信をするのであれば、1つではなく、市内各地区の情報発信もする方法があります。

3 住民、地域と行政の役割（自助、互助・共助、公助）

地域福祉の推進は、行政だけでも、住民だけでも、地域だけでも、社会福祉協議会や各法人・団体だけでもできるものではありません。

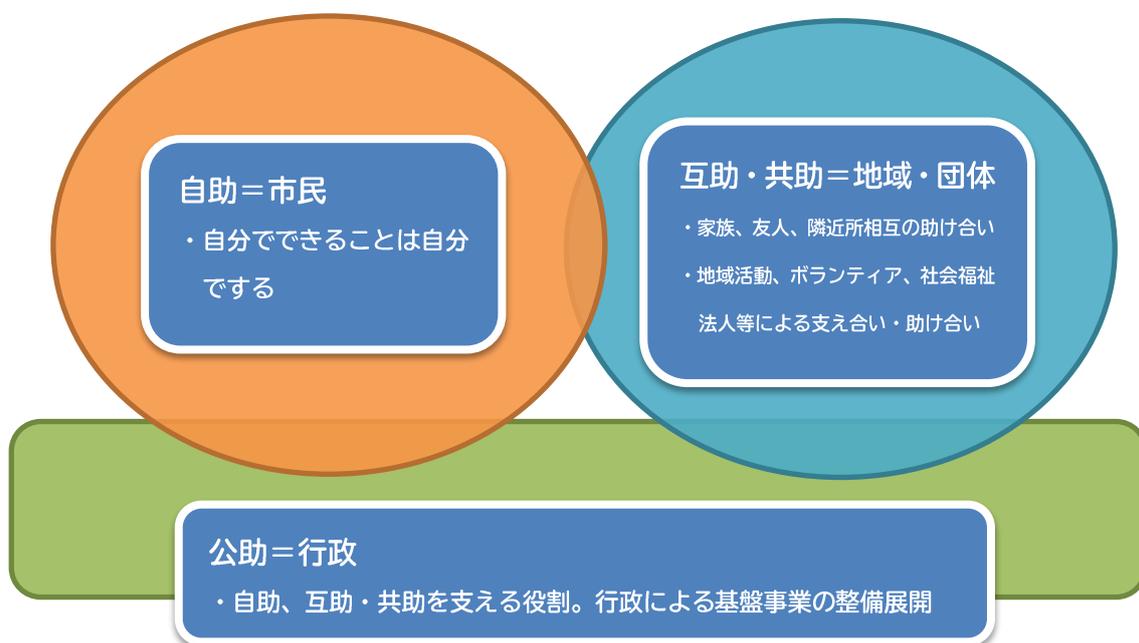
改正法の趣旨も鑑み、それぞれの役割を整理したうえで、それぞれが十分な力を発揮できるようにするとともに、連携を進め、一体となって地域づくりを行うことが重要です。

また、誰もが声を上げられるような環境づくりが求められます。近所でも、支援関係機関でも、何かあったときに、繋がっている人や場所があれば声を上げることができると思いますが、何かあったときに、困っている人の声を受け止めることができる環境が重要です。また、1人暮らしの高齢者の方など、何かあったときに、気付くことができるような見守り活動も重要です。

さらに、複合的な課題を抱えている世帯もあります。この場合、1つの機関では課題が解決しないことが想定されます。このような場合でも、課題が漏れることのないように、支援関係機関の連携を強めて、課題を発見、吸い上げることが求められます。そのためにも、何が課題になっているかを把握・整理することが重要です。

自助、互助・共助、公助については、それぞれが機能することで、地域福祉が推進するといえます。自助については、健康づくりなど、自分でできることは自分です。公助については、行政による基盤整備を行うなど、自助と公助が機能したうえで、「互助・共助」が中心的な役割を果たし、住民、地域、行政が一体となることで、地域共生社会の実現に資するといえます。

【図】 自助、互助・共助、公助のイメージ



ちょこっと解説

自助、互助、共助、公助とは？

佐倉市地域福祉計画推進委員会が平成26年2月に市長に提出した「第3次佐倉市地域福祉計画に向けた提言」（平成26年1月）では、以下のように定義しています。

「自助」：生活面では自らが主体となり、自ら働き、又は自らの年金収入等により自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するなど、様々な場面で、できる限り主体として生きていくこと。

「互助」：当事者の周囲にいる近しい人が、自身の発意により手をさしのべることで家族や友人、近隣者が自発的に関わる助け合いのこと。

「共助」：地域や市民レベルでの支え合いや、昔からの助け合いのこと。最近では、ボランティア、NPO法人などによるインフォーマルサポートも該当する。

「公助」：市民の基礎的な生活を支える社会保障制度。生活保護や年金・保険制度など。

※ 地域包括ケアシステムでは、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスは、「共助」とされています。

この章では、第2章で示した地域の現状などを踏まえて、佐倉市における地域福祉推進のための基本理念・基本目標を提示します。

1 基本理念

第3次地域福祉計画では、基本的方針である、「住民自らが、地域で活動し、支え合い、助け合いができる地域」の構築のため、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」、「一人ひとりを認め合える地域」の3つの地域像を目指しました。

そして、事例調査を行うなど、情報の発信・啓発を中心として、地域福祉の推進に取り組んでいますが、改正法の大きな趣旨である、「地域共生社会の実現」に向けて、「支え合い、助け合いができる地域」から一歩進めるために、以下を基本理念とします。

基本理念

『支える側』と『支えられる側』の 循環を目指して (地域共生社会の実現に向けて)

現在、「支える側」の人も、いずれ「支えられる側」になることが考えられます。一方で、「支えられる側」の人も、何か「支える側」になれることがあるかもしれません。

例えば、ボランティア学習団体に支えられていた子どもが、卒業後、ボランティア団体のスタッフになったこと、あるいは、認知症の人が、認知症カフェでサービスする側に立つ例もあります。また、「支える側」の人が、「支える」という活動の中で、「支えられる側」の人から生きがいをもらったり、多くの学びや気付きを得ることもあります。「支えているつもりが支えられていた」と実感する人もいます。

支え手と受け手に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域づくりの実現を目指します。

2 基本目標（これから目指す地域のために）

次の4つの基本目標に取り組むことで、基本理念の実現を目指します。そして、以下のような地域共生社会を目指します。

基本目標（これから目指す地域のために）

1. 各福祉分野の取組・連携を進めます
2. 福祉サービスの利用を促進します
3. 社会福祉を目的とする事業の発達を推進します
4. 住民参加の促進を推進します

佐倉市の目指す地域共生社会とは

生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいく。

これにより、住民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していく。

第3章で示した、基本理念を実現するために、法に定める計画記載事項との整合を図りながら、基本目標ごとに施策を進めていきます。なお、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項については、基本目標1の中で位置付けます。

基本
理念

基本目標（取り組み）

『支える側』と『支えられる側』の循環を目指して
(地域共生社会の実現に向けて)

基本目標1

各福祉分野の取組・連携を進めます

包括的な支援体制の整備

- 地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を検討
- 各福祉分野の連携、庁内連携の強化
- 生活困窮者の自立支援（就労や活躍の場の確保等）
- 地域包括ケアシステムの構築、推進 ○虐待への統一的な対応
- 相談体制の確保・周知・連携 ○地域の連携体制
- 各分野における事業の一体的な実施

基本目標2

福祉サービスの利用を促進します

福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援機関間の連携、利用者の適切なサービスの確保・利用者の権利擁護、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援など

- こうほう佐倉の各種特集号の発行 ○HPなどによる情報発信
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 など

基本目標3

社会福祉を目的とする事業の発達を推進します

各種団体の福祉活動の支援・推進

【活動主体】

- 佐倉市社会福祉協議会 ○福祉団体（更生保護活動（再犯防止推進計画など）・「社会を明るくする運動」など） ○高齢者団体、障害者団体、子ども団体など ○自治会や地区社会福祉協議会など ○ボランティア団体、ボランティアセンター・市民公益活動サポートセンター ○社会福祉法人による「地域における公益的な取組」（施設協・未来協） ○寄附や募金等の取り組み

【活動拠点】 ○西部地域福祉センターと南部地域福祉センター

基本目標4

住民参加の促進を充実します

地域住民、ボランティア団体等の地域福祉活動への支援

- 地域福祉の充実、向上のための、情報の発信・啓発 ○地域福祉フォーラムの開催 ○担い手養成研修の開催 ○障害について学ぶ市民講座の開催 ○ファミリーサポートセンター事業の実施
- 福祉教育の推進（小中学校、社協、市民カレッジなど）
- 世代間交流等を深めるふれあいの場づくり、居場所づくり

地域福祉の担い手の確保

- 民生委員・児童委員活動 ○地域福祉活動への参加促進

1 基本目標 1

各福祉分野の取組・連携を進めます

包括的な支援体制の整備を検討しつつ、各福祉分野の取組・連携を進めます。

包括的な支援体制の整備

市では、下記のように、生活困窮者の自立支援、地域包括ケアシステム、虐待への統一的な対応、相談体制の確保・周知・連携などに取り組んでいます。地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の検討を進めていきます。

○地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の検討を進めていきます。

○各福祉分野の連携、庁内連携の強化

各福祉分野で、相談支援体制など、取り組みを進め、個別のケースなどで連携を取っていますが、地域共生社会の実現に向けて、より連携を深めていきます。

○生活困窮者の自立支援（就労や活躍の場の確保等）

生活困窮者に対する自立促進のための相談支援、就労支援等の事業を実施します。

生活困窮者の課題は多様で複合的であることも多いので、その状況により包括的かつ継続的な相談支援等により、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援します。

○地域包括ケアシステムの構築、推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるためには、安心して暮らすための住環境を拠点に、生きがい、介護予防、生活支援、医療、介護を包括的に支援やサービス提供できるような体制である「地域包括ケアシステム」の構築・推進・深化が課題となります。

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように（支援）することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止（重度化防止）を理念としています。

この自立支援と重度化防止の取り組みとして、市民や事業者等地域全体への自立支援・介護予防に関する啓発、介護予防の通いの場の充実、

多職種連携による取り組みの推進、地域包括支援センターの機能強化等を、高齢者福祉・介護計画に基づき、進めます。

また、単身や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるため、市民一人ひとりが認知症を理解するとともに、地域で見守り助け合う仕組みをつくることも重要です。限りある地域資源の中で、地域包括ケアシステムを効果的に実現していくために、「自助」「互助」「共助」「公助」を基本的な視点として、施策を進めていきます。

○虐待への統一的な対応

佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会としての佐倉市児童虐待防止ネットワークにおいて、児童虐待を事前に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図り、児童虐待防止活動を実施します。

このネットワークは、家庭内及び社会福祉施設等の生活場面（以下「家庭等」という。）における虐待、暴力等の防止及び発生時の対応を担う諸制度がより適切に機能することができるよう、相互の連携を強化するためのもので、以下の3つの各ネットワークで構成しています。市として、3つの各ネットワークで連携を図りながら、取り組みます。

～佐倉市児童虐待防止ネットワーク～

要保護児童対策地域協議会としての佐倉市児童虐待防止ネットワークにおいて、要保護児童に係る虐待を早期に発見し、その適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ります。

～佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク～

高齢者虐待には、問題が深刻化する前に生活の変化を発見すること（早期発見）と再発防止のための地域住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等による「地域での見守り」と、現に虐待にあっていいる事例に対して、専門的な支援を行っていく専門機関で構成される「虐待防止ネットワーク」で対応します。

①高齢者をとりまく地域における見守り意識の高揚

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民の協力により高齢者を見守り、困っている高齢者やその家族を一刻も早く発見し、各地域包括支援センターや市へつなげていくことが大切です。

住民一人ひとりに対する虐待防止への協力意識の高揚を図り、地域を見守っていただくとともに、住民同士や住民と行政等との連携をより強化することで、高齢者の虐待防止に努めます。

②佐倉市高齢者虐待防止ネットワークの活用

佐倉市高齢者虐待防止ネットワークは、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的として、市内の関係機関・団体等が各々の役割を明確にし、連携を強化するために設置した組織です。

高齢者本人、介護者、地域住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等から、各地域包括支援センターや市へ虐待の届出・相談・通報があると、調査や実態把握をした後、生命や身体に関わる危険があると判断された場合に、佐倉市虐待防止ネットワークの緊急ケース検討会を開催し、専門機関によるさまざまな支援を実施します。また、実施した支援内容について評価をし、解決した虐待事例のノウハウ等を活かして地域に対して虐待防止や虐待予防（再発防止）を呼びかけるなど、地域への反映にも寄与していきます。

～佐倉市障害者虐待防止ネットワーク～

連携協力体制として、佐倉市障害者虐待防止ネットワーク会議において、障害者虐待防止法の規定に基づき、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施します。

○相談体制の確保・周知・連携

相談体制については、下記のように、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターや家庭児童相談室など、各分野の相談体制があります。包括的な支援体制の検討を踏まえながら、相談体制の確保・周知・連携に取り組んでいきます。

～地域包括支援センター～

地域包括支援センターは、平成18年からの介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として創設しました。

平成18年4月から市直営で運営し、平成21年4月からは、社会福祉法人への委託により、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを、各1カ所（※計5カ所）を設置して、高齢者やその家族などをよ

り身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しており、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、生活支援体制整備、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築、認知症総合支援、地域ケア会議推進、介護予防の把握・普及啓発・地域活動支援など、さまざまな業務に取り組みます。

※①志津北部 ②志津南部 ③臼井・千代田 ④佐倉 ⑤南部

～障害者相談支援事業所～

障害者総合支援法に規定する「基幹型相談支援センター」2カ所（※）に加え、相談支援事業所2カ所（※）を整備し、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する市町村の行う業務を委託し、その利便性の向上を図っています。

- ※①障害者相談支援センター アシスト（基幹型）
- ②地域生活支援センター レインボー（基幹型）
- ③相談支援事業所 きらり
- ④生活クラブ風の村さくら相談支援事業所こもれびさくら

～子育てコンシェルジュ・子育て世代包括支援センター～

「子育てコンシェルジュ」

子どもや保護者の身近な場所で、幼稚園、保育園、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行います（平成26年10月より子育てコンシェルジュを佐倉市役所子育て支援課の窓口及び社会福祉法人1施設に配置）。

「子育て世代包括支援センター」

平成28年4月より、子育て世代包括支援センター（子育てに関する総合相談窓口）を市内4カ所（※）で開設しました。妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に、保健師等の専門職が相談、支援を実施し、必要に応じて個別プランを作成するなど、保健・医療・福祉等の関係機関による切れ目のない支援を行います。

また、地域に偏在なく設置することが望ましいことから、平成30年11月26日に志津北部地域子育て世代包括支援センターを開設し、市内5カ所（※）で、保健師や保育士が妊娠期から出産・子育て期のこころやからだに関するさまざまな相談に対応します。

- ※①佐倉市役所子育て支援課 ②健康管理センター
③西部保健センター ④南部保健センター
⑤志津北部地域子育て世代包括支援センター

～家庭児童相談室～

家庭児童福祉に関する相談指導業務を行う家庭児童相談室において、家庭における適正な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図ります。

- (1) 家庭における児童の養育についての相談に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関すること。
- (3) 家庭児童の訪問指導に関すること。
- (4) その他家庭児童の福祉に関すること。

○地域の連携体制

～地域ケア会議～

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的な視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを行うものです。

すでに各地域包括支援センターなどで実施されている会議をベースとし、地域ケア会議のあり方や体系を整理、検討し、市全体の地域課題の解決や社会基盤の整備に向け、さらなる充実を図ることができるよう、推進します。

- 個別のケア会議（各種ケース会議等）の活用など
- 各地域包括支援センターの連携
- 市及び各地域包括支援センターによる協議体の設置
- 地域包括支援センター運営協議会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会）の協力

～圏域ネットワーク会議（社協）～

圏域ネットワーク会議は、佐倉市地域福祉活動計画（ともに歩むふくしプラン）の推進にあたり、市社協及び地区社協が、地域の関係団体と連携し、きめ細かな地域福祉推進を図るために、日常生活圏域内の地区社協及び地域の関係団体が定期的に集まり、市社協及び地区社協の事業計画進捗状況の把握と計画の推進により顕在化した個別課題に対する地域連携を構築する機会として実施するものです。

関係団体の行事等の周知及び団体ごとの課題等を出し合い、それに対する意見交換などを行います。

○各分野における事業の一体的な実施

市町村や社会福祉施設等の事業者が、地域づくりに取り組みやすくする観点から発出されている、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成29年3月31日課長通知）を踏まえながら、各分野における事業の一体的な実施を研究します。

2 基本目標2

福祉サービスの利用を促進します

基本目標1の各福祉分野の取組・連携を踏まえ、個別計画等での取り組みを進めます。福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保（基本目標1を参照）、支援機関間の連携、利用者の適切なサービスの確保・利用者の権利擁護、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援などを推進します。

○市の広報紙「こうほう佐倉」の各種特集号の発行

- ・子育て支援特集号 ・佐倉市健康カレンダー
- ・はつらつ健康・福祉特集号 ・障害福祉特集号

○HPなどによる情報発信

- ・佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」
- ・高齢者を支える地域資源ブック
- ・障がい児・者福祉サービスガイドブック
- ・子育て支援ガイドブック など

○共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

平成29年度の介護保険制度見直しにおいて、地域共生社会の実現に向けて、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に共生型サービスが新たに位置づけられました。

市では、これまでも障害者の自立支援のため、障害者総合支援法に基づくサービス提供を行っており、当事者が65歳を迎え、介護保険サービスを適用する際は、当事者の心身の状況や障害特性に応じて、障害福祉サービスを加え、より適正な支援内容となるよう取り組んできました。

この支援方針を継承するとともに、介護保険事業所や障害福祉サービス事業所への共生型サービス事業所の円滑な導入の支援など、障害者が65歳以上になっても使い慣れた事業所で安心してサービスを利用できるよう取り組みを進めます。

3 基本目標3

社会福祉を目的とする事業の発達を推進します

社会福祉法人や福祉団体等、各種団体の福祉活動の支援の取り組みを進めます。

各種団体の福祉活動の支援・推進

【活動主体】

○佐倉市社会福祉協議会

地区社協活動の支援、善意銀行による生活支援、ボランティアセンターの運営など佐倉市社会福祉協議会による地域福祉を推進する事業が、継続的かつ円滑に実施されることによって、市民参加による地域福祉の充実、向上を図ります。

また、佐倉市社会福祉協議会が策定している、地域福祉活動計画とも連携しながら、地域住民相互の支え合いによる地域福祉の推進体制づくりを進めます。

○社会福祉団体（更生保護活動（再犯防止推進計画など）・「社会を明るくする運動」など）

保護司会や更生保護女性会等と連携して、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や、青少年健全育成、更生保護活動を通じて地域福祉の増進を図ります。

千葉県で作成を進めている、再犯防止推進計画の動きを踏まえながら、再犯防止推進計画の策定に向けた検討を行います。

○高齢者団体、障害者団体、子ども団体など

～高齢者クラブの活動支援～

高齢者クラブは、市内在住のおおむね60歳以上の会員で構成され、生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動への参加、貢献などを自主的に実施している団体です。町内会ごとなど地域で結成されている単位クラブを基本とし、この各単位クラブを総括的に相互の連絡、育成指導などを行う、佐倉市高齢者クラブ連合会により成り立っています。

広報や文化活動、スポーツイベントなどを通じて、高齢者クラブへの加入を呼びかけるとともに、地域社会との協働等による各種活動を支援します。

～障害者団体への支援～

佐倉市社会福祉協議会が事務局をしている、佐倉市障がい者団体等連絡会と連携をしながら、支援を行っていきます。

※佐倉市障がい者団体等連絡会

…障害者団体、家族の団体、支援の団体、NPO法人などさまざまな障害に関わる団体による連絡会です。

～子ども団体～

・育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の支援

育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の活動が活発化するように、活動場所や情報提供などの支援をします。

・子どもの社会参加の促進

子どもの活動を支援する団体やNPO、ボランティア等の側面支援を図るとともに、新たな担い手発掘のためのイベント・講座等を開催します。

・関係機関の連携の強化

子ども・若者育成支援活動を行っている団体には、青少年相談員などの制度ボランティアやボーイスカウト・ガールスカウト、子ども会など全国に組織があり各地域で活動している団体、PTAや自治会・青少年育成市民会議など地域や学校で活動している団体、市民活動団体など様々な団体があります。これらの団体は、社会情勢の変化・少子化・核家族化の影響もあり活動の弱体化が指摘されています。

これまでも、子ども・若者育成支援団体への支援を行ってきましたが、こうした団体の活動が、さらに十分な効果を上げるためには、団体間における横の連携を強化し、情報の共有化と協力体制を進めていきます。

○自治会や地区社会福祉協議会など

～自治会～

市では、市民協働型の自治運営を推進するために各種の取り組みを行います。

そのひとつが、自治会等との関係です。

市では、自治会等と市（行政）との関係について、自立した自治会等と行政との団体相互の関係であると認識します。自治会等は市の下

部組織ではありません。市民と行政がお互いを尊重し相互に自立した関係を築くことで、地域の実情に即し、協力して各種の活動を行うことができると思います。

自治会等において自主的に取り組まれている環境の保全や美化活動、防犯・防災活動、福祉活動などについては、住民自治の活動であり市としても推進すべきものであるため、これらの活動を交付金などの助成により側面から支援します。

地域での人間関係が希薄になりつつあることは、防犯や防災面で問題であるとの指摘があります。さらに、少子高齢社会の進展など現在の社会情勢を踏まえると、コミュニティ活動の活性化や住民自治の振興がますます重要になってきています。

～地区社会福祉協議会～

佐倉市には14の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が設置されています。

①地区社会福祉協議会（地区社協）の目的

「地区社協」は住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的としています。そこに住むすべてのひとが安心して暮らせるまちづくりを、住民が主体となって、知恵と力を出し合い地域ぐるみで推進します。

その中でも、援助が必要な人々、高齢者や障がい者、子どもたちが地域社会の一員として尊重され、暮らしやすい地域社会を実現していくことが重要です。

市内には14の地区社協があり、それぞれの地区の特性に応じて福祉委員が中心となって住民と共に地域福祉活動を推進しています。

②地区社協の活動内容

地域の様々な組織、団体、個人等の相互の協力と役割分担により、主に次のような活動に取り組みます。

●在宅福祉活動

支えあいサービス事業、いきいきサロン、100円喫茶、ひとり暮らし高齢者食事会など

- 地域交流活動
地域の高齢者や障がい者、子どもたち、その他地区住民の相互のふれあいを目的とした福祉まつり、住民福祉懇談会の開催など
- 広報・啓発活動
広報紙の発行をはじめ、福祉講演会やボランティア講座などの開催を通じて、地区住民への福祉の理解や活動への参加を促進する活動
- 関係団体による福祉活動への協力
募金活動やフードバンク活動への協力のほか、福祉施設や学校、その他地域行事への参加・協力
- 地区社協の組織・運営体制や基盤を強化する活動
福祉委員を対象とした研修会の開催、福祉委員の募集やバザー等の実施による財源の確保など
- 地区社協相互間の協力・連携、市社協との協力・連携
行政等関係機関への問題提起

③地区社協と市社協との関係

地区内の福祉課題やニーズに対して主体的・自発的に取り組む地区社協に対し、市社協は地区社協の活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協相互間及び市社協との連絡調整などによる支援をします。

また、1つの地区で対応、解決できない福祉課題あるいは各地区が共通して抱える福祉課題は、全市的な福祉課題、ニーズとして、市社協が地区社協と協力してこれに当たることとなります。

④各地区社会福祉協議会

- (佐倉圏域) 佐倉城の辺・佐倉東部・内郷
- (臼井・千代田圏域) 臼井・うすい東・王子台・千代田
- (志津北部圏域・志津南部圏域)
志津・ユーカリが丘・志津南・西志津
- (南部圏域) 根郷・和田・弥富

○ボランティア団体、ボランティアセンター・市民公益活動サポートセンター

多くのグループがさまざまなボランティア活動を行っており、福祉や介護を支える力の一翼を担っています。各種ボランティア活動の支援施策の充実に努めるとともに、市民の方がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、社会福祉協議会（ボランティア

センター)、市民公益活動サポートセンター、既存のボランティアグループ、関係機関などとの連携を図りながら、継続的に支援を図ります。

○社会福祉法人による「地域における公益的な取組」(施設協・未来協)

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を中心に、各種団体の活動が推進されるように、検討します。

○寄附や募金等の取り組み

皆様からの寄附(ふるさと納税)を受け入れ、これを財源とする各種事業(保健福祉の増進に関する事業など)を実施することにより、皆様の“佐倉”への「想い」を実現するとともに、地域の特性を活かした個性豊かで活力あるまちづくりを進めます。

また、佐倉市では、佐倉市社会福祉協議会が窓口となり、「千葉県共同募金会佐倉市支会」として、毎年10月1日より「赤い羽根共同募金運動」を、12月1日より「歳末たすけあい募金運動」を行うなどの活動を展開しています。

運営は、共同募金会という民間の団体(社会福祉法人)によって都道府県を単位として行っており、佐倉市社会福祉協議会は、千葉県共同募金会の佐倉市支会として活動しています。

【活動拠点】

○西部地域福祉センターと南部地域福祉センター

市民の地域福祉活動の拠点として施設を提供し、地域住民による地域福祉活動を促進することにより、地域福祉の充実、向上を図ります。

また、ボランティア団体等へ活動の場を提供することで、市民の地域福祉活動への参加を促進し、地域福祉活動の充実、向上を図ります。

4 基本目標4

住民参加の促進を充実します

情報の発信・啓発や地域福祉の担い手の確保など、住民参加の促進を充実します。

地域住民、ボランティア団体等の地域福祉活動への支援

○地域福祉の充実、向上のための、情報の発信・啓発

地域福祉活動への住民参加の促進、団体活動の継続発展につながる情報の発信・啓発に努めます（資料5・6参照）。

○地域福祉フォーラムの開催

佐倉市における地域福祉の推進を図るため、佐倉市は、「佐倉市地域福祉計画」を、佐倉市社会福祉協議会は、「佐倉市地域福祉活動計画」をそれぞれ策定し、施策を進めています。

両計画の共通目標である、地域福祉の推進、地域住民による支えあい、助けあいの促進に向けて、地域で様々な団体、個人が活動している事例を紹介し、地域福祉活動への意識啓発を促すことを目的として、2年に1回、社会福祉協議会と地域福祉フォーラムを開催します。

○担い手養成研修の開催

助け合い活動を始めてみたいと思っている方や興味・関心のある方を対象として、地域における助け合い活動の理解を深める担い手を養成するための講座を開催します。

○障害について学ぶ市民講座の開催

障害者の自立と社会参加を促進し、障害者に対する理解と認識を深めるため、権利擁護、生活支援、就労、精神、療育と多岐にわたる市民講座等を開催します。障害者週間等を活用するなど、全ての人に障害や福祉に関する理解と認識を深める啓発活動を推進します。

○ファミリーサポートセンター事業の実施

こうほう佐倉等を通じ、依頼会員、提供会員、両方会員の募集を広く行うことで、依頼者と提供者相互のニーズに応えられるようにします。

○福祉教育の推進（小中学校、社協、市民カレッジなど）

～福祉に関する学習機会の確保や啓発活動の推進～

市民に対して福祉に関する認識を深めてもらうため、施策を推進し、福祉意識の高揚を図ります。

①福祉に関する学習機会の提供

佐倉市民カレッジなど生涯学習の場である公民館活動等で、福祉に関する学習機会を提供します。

また、市内小・中学校において、福祉施設等での交流や各種地域行事への参加、介護体験活動を通して、福祉に関する学習活動を実施します。

社協は、福祉教育の相談、コーディネートなどを行い、福祉教育が実践されるよう取り組みます。

②啓発活動の推進

市の広報紙「こうほう佐倉」やホームページ、ケーブルテレビ等の広報番組、公民館だより等への掲載、生涯学習活動における展示・発表等を活用し、市民に対する福祉意識の啓発活動を推進します。

～福祉教育の充実～

知的障害者や精神障害、発達障害、高次機能障害、難病等様々な障害についての理解を深める福祉教育について研究していきます。

○世代間交流等を深めるふれあいの場づくり、居場所づくり

高齢者の経験や知識を学校教育や地域活動の中で生かすため、機会や場を創出し、継続して世代間交流が活発化するような各種事業を推進します。

学校教育においては、戦争体験、農業体験、農業の体験学習、伝承遊び、郷土の祭りなど、高齢者の体験や代々培われてきた暮らしの知恵など、高齢者の経験や知識を活用し、次世代に伝えていく活動を推進します。

また、児童センター、老幼の館、保育園などにおいて、地域コミュニティ活動の場を提供し、遊びや各種行事を通じて、子どもとその保護者等と高齢者が場を共にすることで、ふれあいと交流を深める世代間交流の活動を活発化させます。

地域福祉の担い手の確保

○民生委員・児童委員活動

地域福祉の担い手として、地域福祉活動・福祉団体活動の中心的な役割を果たしている民生委員・児童委員とその活動を支援することで、地域福祉の充実を図ります。

民生委員・児童委員の交替等に伴い、地域福祉を担う民生委員に適した人材を補充することにより、地域福祉の充実・向上を図ります。また、民生委員・児童委員の負担軽減とともに、地域住民に対する支援、引いては、きめ細かい福祉サービスの提供を可能にするため、民生委員・児童委員協力員支援事業を開始し、協力員の確保に努めます。

○地域福祉活動への参加促進

民生委員など、現在、地域福祉を支えている人がいますが、その負担が大きくなってしまっている現状があります。一人ひとりができることから始める。ご近所の方に声かけする、地区社協に入る。そして、地域福祉活動に携わることで、地域福祉を支えている人の助けになる。人と活動がつながっていく。そうすることで、住民一人ひとりが地域に関わり、みんなで地域を支えていくために、ボランティア活動、コミュニティ活動、防犯パトロールや地区社協活動（支えあいサービスやサロンなど）への参加を促進します。

5 計画の進行管理

第4次地域福祉計画を実効性あるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。

成果指標は、個別計画における取り組みがあることから、第4次佐倉市地域福祉計画では、基本目標ごとに、重点的な項目について設定します（ただし、基本目標2については、個別計画等の取り組みであることから、その進捗状況などを参考指標とします）。

指 標	区分	現状値	目標値	説 明
【基本目標1】 相談、支援の体制が構築されていると思う・どちらかというと思う意識	新規	23.5%	30.0%	市民意識調査。
【基本目標3】 地域福祉活動ボランティア人数	新規	2,814人	3,000人	佐倉市ボランティアセンター登録人数。 総合計画前期基本計画成果指標。
【基本目標4】 住民同士の気づかい（近所の方の異変に気がついた際の声かけ等）ができていると思う・どちらかというと思う意識	継続	60.1%	65.0%	市民意識調査。

資料編

- 1 計画の関連法令
- 2 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 3 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿
- 4 策定経過
- 5 「中間報告」(平成30年3月)(抜粋)
- 6 「第3次佐倉市地域福祉計画まとめ」

「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉」

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）**第 6 条 （略）**

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題を解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援相談事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

(設置)

第1条 佐倉市地域福祉計画を推進するため、佐倉市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画の進捗管理及び評価
- (2) 地域及び行政の現状の把握
- (3) 佐倉市地域福祉計画に関する各種検討
- (4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第55条の2第6項の規定による、地域公益事業の内容及び事業区域における需要についての提言
- (5) 次期の佐倉市地域福祉計画の策定に関する提言
- (6) その他佐倉市地域福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置き、調査、研究等をさせることができる。

(謝礼金)

第9条 委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年3月23日決裁20佐社第748号）

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

附 則（平成21年8月12日決裁21佐社第309号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年1月31日決裁23佐社第836号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年2月18日決裁25佐社第933号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日決裁28佐社第2358号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

学識経験者	1人以内
社会福祉事業者	1人以内
佐倉市社会福祉協議会	1人以内
ボランティア団体	1人以内
民生委員・児童委員協議会	1人以内
地域団体	1人以内
公募による市民	3人以内

資料3

佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

第1期推進委員会（任期：平成28年7月4日から平成30年3月31日） [敬称略]

No.	選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	佐々木 とく子	会長 (H29.3~)
2	社会福祉事業者	佐川 章	副会長
3	佐倉市社会福祉協議会	兼坂 誠	H28.7~H29.3
		深沢 孝志	H29.6~H30.3
4	ボランティア団体	稲村 多恵子	
5	民生委員・児童委員協議会	黒川 隆生	H28.7~H28.11
		小林 眞智子	H29.3~H30.3
6	地域団体	宇田川 光三	
7	公募による市民	石原 茂樹	
8	公募による市民	小原 和夫	
9	公募による市民	西廣 直子	

第2期推進委員会（任期：平成30年5月1日から令和2年3月31日） [敬称略]

No.	選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	川根 紀夫	
2	社会福祉事業者	内川 浩明	副会長 (H30.5.31~)
3	佐倉市社会福祉協議会	深沢 孝志	
4	ボランティア団体	大久保 和夫	
5	民生委員・児童委員協議会	小林 眞智子	会長 (H30.5.31~)
6	地域団体	宇田川 光三	
7	公募による市民	石原 茂樹	
8	公募による市民	小原 和夫	
9	公募による市民	西廣 直子	

資料4

策定経過

(令和元年5月13日現在)

年度	会議等	内 容
平成30	第1回推進委員会 5月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長選出 ・会議公開、議事録の作成方法について ・佐倉市地域福祉計画推進委員会について ・「第3次佐倉市地域福祉計画 中間報告」について ・今後のスケジュール(予定)等について ・フリートーク
	第2回推進委員会 10月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次佐倉市地域福祉計画に係る活動事例の「その後」の調査結果について ・第4次佐倉市地域福祉計画の骨子案について
	第3回推進委員会 2月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査の調査結果について ・第4次佐倉市地域福祉計画について
令和元	第1回庁内検討会 5月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次佐倉市地域福祉計画について
	第4回推進委員会 5月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次佐倉市地域福祉計画について
	第5回推進委員会 7月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次佐倉市地域福祉計画まとめについて ・第4次佐倉市地域福祉計画の素案について
	第6回推進委員会 9月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次佐倉市地域福祉計画まとめについて ・第4次佐倉市地域福祉計画の素案について
	地域福祉フォーラム 10月27日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次佐倉市地域福祉計画の概要 ・第5次佐倉市地域福祉活動計画の中間評価 ・リレートーク (予定)
	第2回庁内検討会 11月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次佐倉市地域福祉計画の最終案について
	第7回推進委員会 12月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次佐倉市地域福祉計画の最終案について
	第8回推進委員会 3月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次佐倉市地域福祉計画の完成について

資料5 「中間報告」(平成30年3月)(抜粋)

※「中間報告」は、市のHPで公表しています。

7. 第4次佐倉市地域福祉計画に向けて

(1) 推進委員会での主な意見(委員会議事録から抜粋)

- 地域の繋がりについては、橋渡し役がいなくなかなか難しいが、民生委員としての繋がりをどう広めていけるかを大切にしていきたいと思っている。本日、地域の小学校の前で建築関係の会社の方が、清掃活動をしながら挨拶、声かけをしている所に遭遇したので、話を聞いてみると、地域を綺麗にしながらか挨拶をする良い機会として活動をしているとのことであった。そうした活動も一つの橋渡し役となっているのではと感じた(第1期第1回)。
- 地域で色々と活動しているが、現在、地域の4人に1人は高齢者、9年後には、すべての団塊の世代も後期高齢者となっていく状況の中、元気な高齢者が、困っている高齢者を支える仕組みを作っていく必要があると思い、人材の確保等に努めている(第1期第1回)。
- 元気な高齢者の活用という話が出ているが、出て行きたいけど出ていけない、話をしたいけど話ができない高齢者もいて、中には地域の活動の戦力になる人もいる。こういう方々をどう引き込むかということも鍵になる(第1期第1回)。
- 自助、互助、共助が大切だと言われる中、地域の中の関係といったものは、まさに行政の手が届きにくい部分になる。自分の地域では、「挨拶のできるまちから助け合いのできるまちへ」というスローガンでやっている。小学校の下校を見守る活動をやっているが、最初に呼びかけて集まった時に「雨の日もやるのか」と聞いていた人が、今では毎日欠かさず参加している。始めは個々人の動きでもあったものも、自治会、町内会単位に広がり、近隣の町会とも合同して防犯、防災の取り組みを行っている。地域の助け合いは地域の自分たちでやるものではあるが、どうしても行政のサポートが必要な時に、何らかのサポートがきちりあるという連携した動きになってくると、この計画の具体化になっていくのではないかと思う(第1期第1回)。
- 最近、ボランティア連絡協議会で研修に行ったが、活動の中での気づきが大切とのことであった。気づいたことがあれば行動に移し、そしてそれを続けていくことが大事になるという話を聞いて、自分たちの日頃の活動も大丈夫

夫だと思えた。広報誌の取材に行ったマンションでも、入居が始まった当初は無かった繋がりが徐々に形成されて、今ではコミュニティと呼べるものにまでなっているとのことであった。時間はかかるかもしれないが、継続して取り組みを続けることの意義を改めて感じた（第1期第1回）。

- 地域福祉はいかに多くの方の参加が得られるかが鍵になるし、まだまだ地域福祉とはなにかという理解の浸透が足りていないと感じる（第1期第1回）。
- 活動の担い手を考えるとき、元気な高齢者の活用ということがクローズアップされているが、同時に若い人をどう取り込んでいくかということも考える必要があると思う。仕事もあって、休日は休みたい中、難しいとは思いますが、人と人のつきあいが薄いと言われている時代だからこそ、負担にならない程度からできることを考えていく必要があると感じる。災害ボランティアで若い人が多く活躍しているのを見ると、本当は担い手となりたいと考えている人も多いのではないかと思う（第1期第1回）。
- この地域福祉計画は、地区社協やボランティアといった市民の活動を、後押ししてくれる計画だと思う。この計画が浸透し、市民の皆様に見られることで、民間活動がより推進しやすくなり、より活発になると思う（第1期第2回）。
- 白井地区にいます。白井・千代田地域包括支援センターでやっている、地域別ケア会議に2回ほど参加したのですが、すごくいいことをやっている。地域別に民生委員、ケアマネージャー、ヘルパー、福祉委員、地区社協の役員、さらに自治会の会長クラスなど、そういう多様な人たちが集まって、地域別に、自分の地域で実際に困っていること、移動困難者、買い物困難などいろいろありますが、そういう身近な話を、いろいろなケアマネージャーや民生委員などそういう人たちが一同になって、意見交換をする。そういうことによって、得るものはすごく大きい。こういう会議をさらに広めていくことによって、具体的な地域の支え合いを、自治会などを巻き込んでできる可能性があるなというように思う（第1期第3回）。
- 地域福祉計画と、いわゆる社協の地域福祉活動計画、この辺の整合性というか、例えば、地域福祉計画の基本、地域の助け合い、支え合いに重点を置いている。社協は社協で、地域の支え合いを重点項目にして、いろいろなことをやってもらっている。市は市で、どちらかというと、具体的なことよりも、そういうことができやすい、支える、支援するという立場での地域福祉計画というのが妥当なのかなと思う。そういう意味で言えば、地域福祉計画

の実際の担当者と社協の担当者、事務局同士の連携というか、どれがどれなのか、市からの支援でやっているのか、あるいは社協の支援でやっているのか、そういうことがかなり重なり合っている。市のほうはあくまでも、行政にできることには限界があるわけだから、地域の助け合い、支え合いというのは、行政が、全部が全部できるわけではない、こういうことは地域に任せますよと、そういうところに社協も関わっていく必要があると思うし、そういう意味での立ち位置をもう少しはっきりしたいほうがいいと思う（第1期第3回）。

- これからいろいろなパイが小さくなってきている。行政もできることには限界があると思う。これからはもう住民自らが、やはりいろいろなかたちで、支え合っていく、その仕組みを支えるのが市だと思う。あとは、自主的に、住民同士で支え合っていく。そういう仕組みを作っていくことが大切（第1期第3回）。

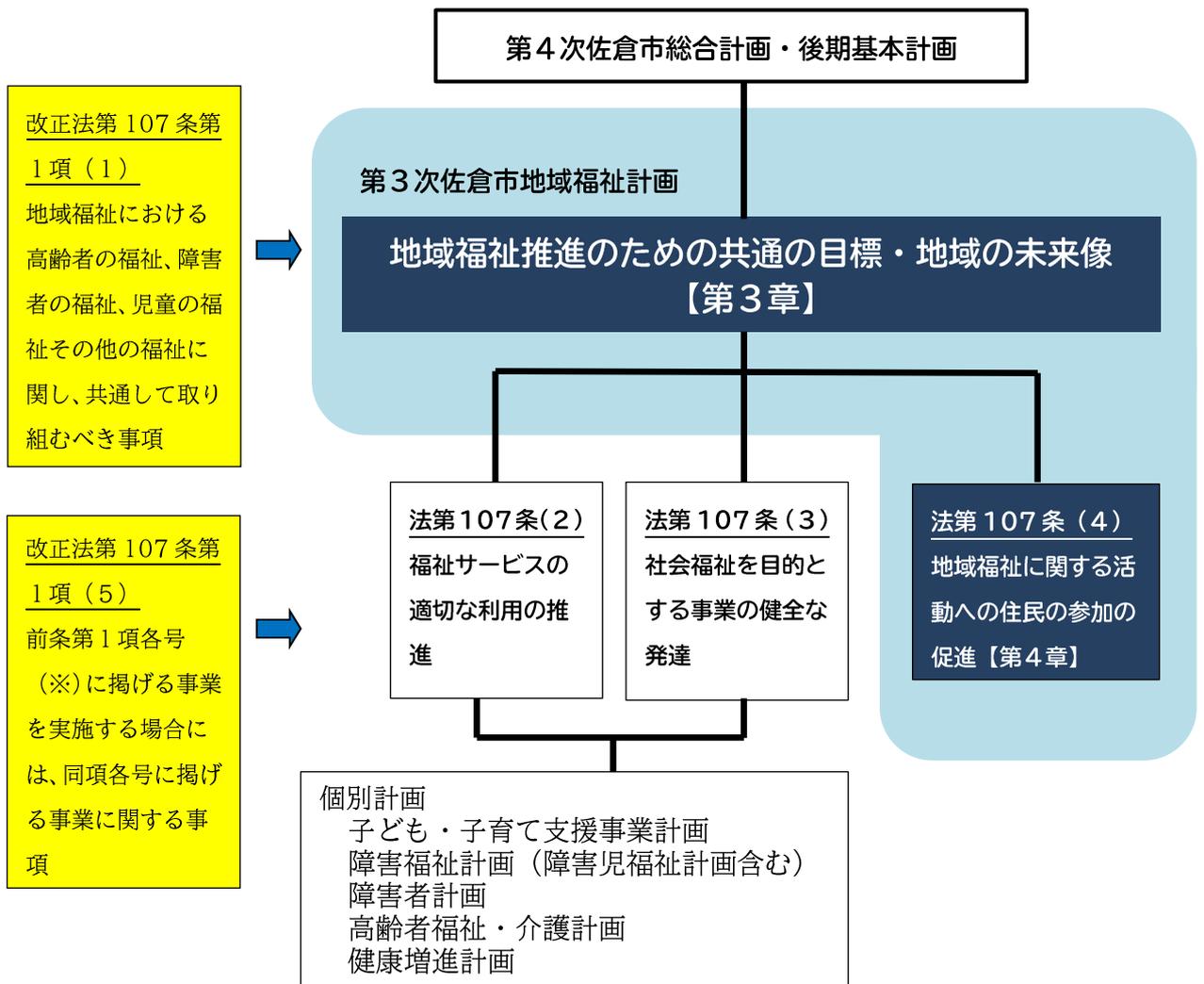
（2）次期計画の位置付けについて

- 地域福祉計画とは、「住みよい地域社会を目指して、地域住民が自らの生活課題を自ら解決する仕組みをつくる計画」だと思われます。地域の住民が、共に支え合い、助け合うという福祉活動を推進するとともに、地域で活動している団体や事業所、専門機関と行政等が連携して、従来の公的サービスだけでは解決できなかった課題等の解決を目指し、安心して幸せに暮らせる地域社会を創るための基本理念や方針について、PDCAサイクルの観点から計画を策定する必要があると考えます。
- 国では、新たな地域づくり、相談支援体制の考え方として、地域共生社会の実現による、「我が事・丸ごと」の仕組みづくりを目指しています。その実現に向けて、介護保険法の改正に併せて、社会福祉法の一部改正（平成30年4月施行）がされ、まず、地域福祉の推進の理念として、地域住民や福祉関係者は、地域生活の課題を把握して関係機関との連携により解決を図るよう特に留意するものとされています（※）。また、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備を行うよう努めることが目標とされ、さらに、地域福祉計画については、策定が努力義務とされたほか、計画の記載事項として、福祉に関し共通して取り組むべき事項などが追加されました。これらの内容を踏まえて、次期計画へ向けた検討が必要となります。

※（参考）改正社会福祉法第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【図】 第3次佐倉市地域福祉計画と法改正の関係



※（参考）改正社会福祉法第106条の3第1項

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を増進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(3) 計画の性格と方向性について

- 第3次地域福祉計画は、佐倉市における地域福祉推進のための共通の目標となる、目指すべき地域の未来像（互いに支え合う地域、ふれあい・交流のある地域、一人ひとりを認め合える地域）をビジョンとして提示し、法に規定されている地域福祉を推進するための個別の施策のうち、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」に焦点をあてて、地域の繋がり、「であい」「ふれあい」「つきあい」を大切にすることから、地域における支え合い、助け合い活動が展開され、新たな地域の活性化につながるその取り組みの方向性を定めています。
- 団塊世代の高齢化など、さらなる少子高齢化が懸念される中、新たな地域の活性化を推進していくには、住民同士が近隣の身近な人々の協力や支え合い、助け合いを進め、高齢者、若年者など世代を問わずに、地域の課題を自主的・自立的に解決していくような地域の取り組みをさらに促進していくことが重要になると考えます。
- また、国の示す、地域共生社会の実現による、「我が事・丸ごと」の仕組みづくりについては、基本的な理念として、第3次地域福祉計画で定めている、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」という、住民同士の支え合い助け合いに焦点をあてた仕組みづくりであり、第3次地域福祉計画の基本的な考え方、基本方針と方向性は一致しているものと考えます。
- 法改正で、新たに地域福祉計画の記載事項とされた、包括的な支援体制の整備に関する事項については、現在、①「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場、②市町村における包括的な相談支援体制の検討を行っていることから、その必要な部分について、盛り込むことを検討すべきと考えます。

また、福祉の各分野における共通して取り組むべき事項については、上記の包括的な支援体制の整備に関する事項の状況も踏まえながら、様々な分野の横断的な内容となることから、佐倉市としての方針を確定し、その基本的な考え方について、地域福祉計画に盛り込むことを検討すべきと考えます。
- 計画の成果指標である市民意識調査の結果において、住民同士の支え合いが大切と思っている人は多いが、実際の行動に移している人が少ないと思われる。一方で、「6.『地域での支え合い活動』の事例」にあるように、すでに地域には様々な活動があり、また、各事例の団体の方々に行った団体アンケート調査の結果を見ると、地域福祉活動に対して、市民意識

調査よりも高い割合の結果が出ているとともに、多くの方が地域福祉活動に参加したことで、自分が変わることができた、また、成長することができたと思われています。

そこで、次期計画においても、法改正の内容を検討しつつ、計画を読んだ住民が、自ら地域の課題を解決していくために、行動を起こすきっかけとなるような内容とし、すでに行われている地域福祉活動の輪が広がり、また、今まで活動に携わっていなかった方が、それを知ること、活動に参加しようと思ひ、多くの方が活動に携わることで、地域における支え合い、助け合い活動が展開されていくように、さらなる啓発、住民参加への働きかけを進める方向性で計画を策定する必要があると考えます。

- なお、計画の推進が、地域にどのような効果をもたらしているかについては、もう少し検証していく必要があると思います。今後、現計画の推進と次期計画の策定に際して、各事業や事例調査の結果、計画において取り組んでいる地域福祉活動を起こすきっかけ作りが、その後、地域にどのような活動の輪の広がりになっているかについても検証するとともに、社会福祉法改正の動きを踏まえて、取り組んでいただくよう期待いたします。

資料6 「第3次佐倉市地域福祉計画まとめ」

第3次地域福祉計画では、基本的方針である、「住民自らが、地域で活動し、支え合い、助け合いができる地域」の構築のため、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」、「一人ひとりを認め合える地域」の3つの地域像を目指しました。

そして、事例調査を行うなど、情報の発信・啓発を中心として、地域福祉の推進に取り組んでいます。地域福祉の担い手不足などの課題があることから、引き続き、地域の支え合い・助け合い活動が広がっていくような取り組みが期待されます。また、社会福祉法の改正により、「地域共生社会の実現」も求められています。

以下に、事例調査の結果や事例調査による具体的な活動事例を掲載しますが、中間報告（資料5参照）の「7. 第4次佐倉市地域福祉計画に向けて」にもあるように、改正社会福祉法の趣旨を踏まえて、次期計画の策定及び地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

(1) 第3次地域福祉計画に係る活動事例の「その後」の調査結果

(平成30年10月23日第2回推進委員会で報告) (詳細は、市HPを参照)

第3次地域福祉計画及び中間報告では、地域の活動事例を掲載しました。その活動の「その後」、地域にどのような活動の輪の広がりになっているかを調査したところ、以下のようなポイントが見えてきました。

これらの視点を踏まえながら、今後の取り組みを検討します。

平成30年10月23日・第2回推進委員会・資料

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

第3次佐倉市地域福祉計画及び中間報告において、地域の活動事例を調査し、その内容を普及・啓発している。その中で、第3次佐倉市地域福祉計画の進行管理及び第4次佐倉市地域福祉計画の策定に関して、現在取り組んでいる地域福祉活動を起こすきっかけ作りが、「その後」、地域にどのような活動の輪の広がりになっているかなどについて調査することを目的とする。

(2) 調査対象

第3次佐倉市地域福祉計画及び中間報告に掲載した活動事例（13団体）。

(1) 第3次佐倉市地域福祉計画（当初調査：平成26年8月～10月）

- ①西志津スポーツ広場の会 ②佐倉子育て応援団 ③「なごみ会」
- ④根郷地区民生委員・児童委員協議会 ⑤思いやりヘルプサービスそめいの21 ⑥臼井台地区自治会／いきいきクラブたぐり（2事例）
- ⑦佐倉市手をつなぐ育成会

(2) 中間報告（当初調査：平成28年10月～平成29年8月）

- ①ねっこの会 ②とまとの会 ③佐倉地域包括支援センター ④笑いヨガ・ミュージック
- ⑤志津地区社会福祉協議会 ⑥佐倉市こおろぎの会

(3) 調査事項

別紙の調査票により、①記載内容の変更点（前回の調査結果から）、②事例調査後の新たな動き、③地域への活動の輪の広がり、④現時点での、課題と今後の展開、⑤参加方法及び参加のきっかけ作り及び⑥関係機関・協力団体・連携団体などについて、調査する。

(4) 調査方法

各団体に電話連絡をし、調査の趣旨などを説明したうえで、郵送またはメールで調査票を送付し（前回の調査結果を添付する。ただし、計画書掲載の団体については、計画書の掲載部分ではなく（計画書用に、要約されているため）、推進委員会に報告したときの結果を添付する）、FAXまたはメールで回答をしてもらう。

(5) 調査結果（資料1-2～1-4は、市HP参照）

- ①調査のまとめ（下記）
- ②（資料1-2）【調査項目ごとのポイントと思われる点（各事例から抜粋）】
- ③（資料1-3・4）事例ごとの調査結果（第3次計画掲載事例・中間報告掲載事例）

2. 調査のまとめ

調査結果から見えてくる、地域福祉活動における、特徴的なポイントをまとめました。

(1) 拠点（集まれる場所）の持つ効果

- 集まれる場所というのが1つのポイントであると思われる。ラジオ体操や佐倉ふるさと体操など毎日集まるものもあれば、サロンのように月1回のものもある。
- 交流の場があることは、住民の方のモチベーションにつながる部分がある。また、1人暮らしの高齢者の方など、家に引きこもりがちの方が、外に出るきっかけにもなる。
- 集まれる場所というのは、見守りの機能を持つことがある。いつも来ている人が来ていないと、何かあったのかなと気付くことができる。

(2) 挨拶から生まれる関係性（将来への繋がり）

- 体操、朝のあいさつ運動や下校時見守りなど、「挨拶」は1つのポイントであると思われる。挨拶をすることで、お互いの顔が分かり、関係性が構築される。また、それが学校の場合、学校との信頼関係も構築される。
- 子どもと挨拶をすることは、子どもとの関係構築にもつながる。また、地域ぐるみで子育てをすることになるし、子どもが地域に愛着を持ち、将来の地域への定着や将来同じように地域福祉活動に参加してくれることにつながる可能性がある。

(3) 負担にならない・楽しむ・得意分野で

- どの団体も、自由に、負担にならないように、できることをという点は共通しているのではないと思われる。また、ボランティアをしているというのではなく、自分も楽しむという点も共通しているのではないと思われる。
- 「支える側」という点からすると、得意な分野で関わってもらおうという視点も見られた。例えば、学習支援・子ども食堂では、学習を見ることはできないが、食堂の手伝いなら、という関わり方がある。
- 活動をすることで、繋がりができる。また、活動している人に、地域のためという意識が芽生えることがあり、地域の他の活動にも関わってみようという人が出てきたり、1つの活動が別の活動につながっていく。

(4) 社会福祉法人の地域貢献

- 社会福祉法人の地域貢献で、助成・応援・協力をしてもらっている活動がある。

(5) 積極的な広報活動・情報共有と口コミなどの個人の繋がり

- 参加のきっかけ作りについては、口コミや個人的な勧誘というものが多かった。ビラの配布や回覧などの効果は限定的なのではないかと思われる。地域や団体の集まりに向いて紹介という方法を取っている団体もあり、ビラの配布などの全体的な広報とともに、個人的な勧誘を含めて、直接話をするという方法が効果的なのではないかと思われた。
- 活動をする中で、いい面や改善すべき点などが出てくると思われる。それを他の活動団体と共有できる仕組みがあれば、それぞれの活動がより進んでいくのではないかと思われる。

(6) 担い手の確保（子ども・学校との関わり）

- 若い世代という観点からすると、子ども・学校との関わりというのはポイントになってくると思われる。学校との関係性ができている団体がある。学校は地域の中で大きな役割を担っていて、子どもが地域とつながることになり（保護者とも繋がる）、「支える側」、特に高齢者の方が、子どもたちと接すると、元気になるという話もある。

(7) 担い手の確保（若い世代の参加に向けて）

- 「支える側」の高齢化という問題はどこも共通しているのではないかと思われる。若い世代のボランティアの参加は、活動の継続性という点から、ポイントになると思われる。その際、負担のないかたちでの参加や得意な分野での参加など、参加の仕方にもいろいろなものがあるということを伝えることができるかがポイントになると思われる。
- 中間報告において、団体アンケート調査を行ったが、「地域福祉活動に参加したことで、自分が変わることができた、また、成長ができたと思いますか。」との設問に対して、「思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割

合が83.9%となっていた。また、活動に関わったことで、別の活動に繋がるといふこともあるので、まずは参加してもらうようにすることが大切であると思われる。

- 若い世代は仕事をしていることが考えられる。具体的なボランティア活動ではなくても、近所の方と挨拶をし、地域と顔が繋がっているということが重要であると思われる（災害時ということを考えても）。
- 若い世代が定期的な活動に参加することができなくても、例えば、防災訓練など、単発の行事でも参加してもらい、そこから繋がりを続けていくことが必要であると思われる。

【具体的な活動事例】

※今後、各団体に内容確認を行います。

具体的な活動事例として、中間報告に掲載している事例の中から、①地域に関する活動、②高齢者に関する活動、③障害者に関する活動と④子どもに関する活動をご紹介します。

1 地域に関する活動

志津地区社会福祉協議会（志津ふれ愛センター・しづっ子クラブ）では、住民のふれ合いの場所の提供と多様な支援を行っています。

- 事例名 常設喫茶・支え合いサービス・こども食堂・学習支援
- 地域 志津地区
- 実施主体 志津地区社会福祉協議会（志津ふれ愛センター・しづっ子クラブ）
- 活動要約 住民のふれ合いの場所の提供と多様な支援
- 主な分野 「居場所づくり」「日常生活支援」「学習支援」
- 主な関係者 志津地区社協福祉委員・ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 『ふれあい喫茶』（常設喫茶・平成24年7月開店）と『ふれ愛サービス』（支え合いサービス・平成24年10月事業開始）が始まり、平成29年4月から、こども食堂と学習支援も開始しています。
- 7カ所で行われている志津地区社会福祉協議会の100円喫茶の中で、常設の喫茶（サロン）をという声が上がりました。
- ふれ愛喫茶とふれ愛サービスの検討は、視察や15回に及ぶ検討会など、2年かけて行われました。

■活動内容

【ふれ愛喫茶】

月曜日から金曜日の10:30から16:30までで、ふれあいの場・拠点となる常設喫茶として運営しており（スタッフと店長）、来客数は年間5,000人を超えています。

グループで毎週利用している常連客や昼食を取りながらたっぷりお喋りを楽しむ利用者も多く、サロンとしての機能を果たしています。

【ふれ愛サービス】

日常生活の困りごとを有償の手伝いで（利用者登録会員）、ふれ愛喫茶のある志津ふれ愛センターを事務所として、受付・サポーターの手配などを行っています（サポーター登録会員・コーディネーター）。

【しづっ子クラブ】

学習や手作りの食事をしながら安心して過ごせる「地域の居場所」として、学習支援（対象：小学校2年生から4年生。日程：毎週月曜日午後5時から午後7時まで）とこども食堂（対象：中学校3年生までの方と保護者。日程：毎月土曜日もしくは日曜日の午前11時から午後3時まで）を、平成29年4月から運営しています。

■ポイント・工夫している点

- ふれ愛喫茶は常設喫茶なので、運営を維持していくためには、ある程度の指揮系統が必要であるが、ボランティアとして関わってくれている人もいる中で、どのような運営にしていくかがポイントとなっています。
- ふれ愛喫茶の運営当初は、100円喫茶のスタッフを中心に運営したが、接客やサービスが安定するまでは、1年ぐらいかかりました。また、来店して、楽しそうだから手伝いたいとスタッフになってくれた人もいました。
- ふれ愛サービスは、ふれ愛喫茶の店長が月曜日から金曜日まで毎日受付を代行していることが、強みとなっています。これは、志津ふれ愛センターの中に、事務所が場所として確保されていること、また、ふれ愛喫茶が常設喫茶として運営されていることから可能となっています。
- 志津ふれ愛センターは、関係者同士が交流のできる場ともなっており、1つの重要な活動拠点となっています。

■地域への活動の輪の広がり

- ふれ愛サービスは、利用登録者数も増え、利用件数も増加しており、確実に定着しています。学習支援とこども食堂については、ビラを配布するなど広報に努めていますが、まだ周知していないと思われます。しづっ子クラブについては、その活動が広がるまでにまだ時間がかかる見込みです。

■参加の方法及び参加のきっかけ作り

- 個人的な関係を通じて、友人や知人の参加を誘う方法が最も確実です。
- ビラの配布による宣伝と共に関係者による個人的な勧誘に力を入れています。

■関係機関・協力団体・連携団体など

- ふれ愛サービスのサポーターに、高校や大学の協力を求め、夏季休暇に生徒や学生の力を活用できないか検討しています。

■課題と今後の展開

- ふれ愛喫茶とふれ愛サービスともに、スタッフが足りていません。現在のスタッフもそれぞれ事情があり、また、高齢化しています。今後、どうスタッフを確保していくかが課題です。
- 学習支援は利用者が増えてきています。まずは自分たちでできる範囲で行い、外部の関係者にも協力を求めながら、地域資源を活用していきたいです。
- しづっこクラブの活動を早く軌道に乗せることが目下の課題です。
特にこども食堂は、対象者を限定しないで、焦らず根気よく、且つ広範に努力することが必要と考えます。

2 高齢者に関する活動

- ① ボランティアグループ「笑いヨガ・ミュージック」では、高齢者の交流と地域福祉の増進として、活動しています。

- 事例名 笑いヨガ・ミュージック
- 地域 市内全域
- 実施主体 笑いヨガ・ミュージック
- 活動要約 高齢者の交流と地域福祉の増進
- 主な分野 「健康づくり」「居場所づくり」
- 主な関係者 ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 代表が「笑いヨガ」と「ミュージックセラピー」のコラボ（合作）したものを研究し、コカリナなどの音楽楽器の練習グループとして活動していたが、様々な音楽を得意とするメンバーが自然と増えていき、グループとしての活動を思案する中、高齢者施設などを訪問し、歌あそびや演奏するなどの取り組みから、活動が始まりました。

■活動内容

- 認知症予防、アンチエイジング（抗老化）に効果のある「笑いヨガ」と「ミュージックセラピー」のコラボ、高齢期の低栄養予防の替え歌、口腔体操、脳活性化、歌あそび、脳梗塞早期発見のキーワードを盛り込みながら、歌、楽器演奏、フラダンス、笑って楽しく体を動かし、最後に、ヨガの呼吸法でクールダウン、瞑想。健康長寿を目指す内容で、月2回の活動を基本にしています。
これには、一般の方も参加することができ、平成29年度、市の地域介護予防活動支援事業の対象となっています。
- また、高齢者の交流や介護予防の取り組みとして、施設への訪問、西部地域福祉センターの事業や市の介護予防教室など、幅広く活動しています。

■ポイント・工夫している点

- 1つの練習グループから始まったが、活動を通して、また、他のグループからも、様々な能力を持っている人が自然と集まり、活動ができています。また、新しいメンバーを受け入れ、繋がりを大切にしています。
- メンバーは参加したいときに参加する、休むときも連絡は必要ない、自由なかたちなので活動しやすく、結果として、参加する人が多いです。

- 施設の職員と来て、参加している人もいます。障害のある人もない人も、1人暮らしの人も来て、楽しく集える時空を共有できればと思っています。また、いきいきサロンや100円喫茶、オレンジカフェなどが市内にあるが、何かイベントがあれば、行きやすくなるので、そういう場での活動も行っています。
- 替え歌は、誰でも知っている懐かしい曲を元に、健康長寿に繋がる内容に工夫し、メンバーから募集して、常に新しい替え歌を作成しています。
- 人に楽しんでもらうには、まず自分たちが楽しみたいと毎回笑顔の花を咲かせているが、ボランティア活動はやってあげるというのではなく、参加型の内容なので、一緒に楽しむという気持ちで行っており、元気を与えるつもりが、喜んで頂き、沢山の笑顔に出会うと、逆に参加者から元気をもらっています。

■地域への活動の輪の広がり

- これまでは高齢者を対象に笑いヨガ・ミュージックを実施してきたが、それに加えて、オレンジカフェ（認知症カフェ・相談）や高次機能障害者とそのご家族がもっと笑顔にと依頼を受け、活動の輪の広がりを感じています。

■参加の方法及び参加のきっかけ作り

- チラシを配布したり、口コミで広がっています。施設の方が利用者さんを会場（西部地域福祉センター）まで連れて来て参加して下さっています。

■関係機関・協力団体・連携団体など

- 佐倉市高齢者福祉課・地域介護予防活動
- 志津南部地域包括支援センター・としとらん塾
- 西部地域福祉センター・佐倉市ボランティアセンター

■課題と今後の展開

- 施設訪問などで活動していたものが、自然と介護予防の活動として見られるようになってきています。今後は、介護予防という視点から、一般の高齢者の方に向けての活動をメンバーに無理のない範囲でもっと増やしていきたいです。

②佐倉地域包括支援センターでは、身近な場所に健康づくりのコミュニティを作る活動を行っています。

- 事例名 住民主体の健康づくり
- 地域 佐倉地区
- 実施主体 佐倉地域包括支援センター
- 活動要約 身近な場所に健康づくりのコミュニティを作る
- 主な分野 「健康づくり」「居場所づくり」
- 主な関係者 佐倉白翠園

■活動のきっかけ・経緯

- 平成21年11月に「佐倉ふるさと体操」が出来たのを機に、普及にあたっては職員自らがふるさと体操を実践していくことが大切と考え、地域包括支援センター内の空きスペースを使って、毎朝体操に取り組み始めました。
- 朝の体操に興味を持った近所の高齢者が、次々に参加し体操の輪が広がった。体操に参加する高齢者が、体操のみでなく仲間同士で散歩したり、見守りやゴミ出しの手助け等の支援に発展しました。

■活動内容

- 介護予防の面だけでなく、地域包括支援センターの役割であるより身近な圏域での相談窓口としての機能も果たせるのではないかと考え、運動の拠点づくりを進めています。
- 身近な場所での運動の拠点は、単に運動の場というだけでなく、地域住民の交流の場として、見守り支援、情報交換の場となっています。地域住民が主体となり、介護予防リーダーや地域ボランティアが中心となり、自治会や地区社協の協力を得て運営しています。
- 地域資源の一つとして、総合相談業務や地域の集まりで紹介しており、新しい参加者を含め平均15名前後の参加者数で推移しています。スペースの問題もあり、15名程度が許容範囲となっています。

■ポイント・工夫している点

- 住民主体の運動の拠点づくりを進めるにあたっては、地域の方々の理解と協力を得ることが必要であり、以下の点について留意しつつ、地域づくりを推進しています。
 - ① 地域づくりは地域の方が中心。地域の現状を知らなければ進まない。
 - ② 顔の見える関係づくり。足を運んで信頼関係を作る。(信頼を得る。)
 - ③ 地域のリーダーとなる人材と出会う。(地域の人が知っている。)

- ④ あせらず、既存の組織の賛同を得る。
- ⑤ 出来るだけ、負担のないやり方で行う。(地域包括支援センターは黒子となって支える。)

■地域への活動の輪の広がり

- 他の地域包括支援センターにも同様の取り組みが広がった。
- 住民主体の健康づくりの活動が多機関と連携した場づくりと発展した。
【住民主体の運動組織立ち上げの経緯・後方支援】
【地域包括支援センターの支援内容】
【地域住民主体運動組織の展開】

■参加の方法及び参加のきっかけ作り

- 地域に出向いて運動の場の紹介。
- 相談窓口や地域包括支援センターの広報誌による紹介。
- 現在の参加者による口コミ。

■関係機関・協力団体・連携団体など

- 介護予防リーダー（佐倉市養成）や病院の介護予防チームによる活動支援。
- 地区社協と連携し、生活支援コーディネーターを中心とした場づくりの立ち上げ。
- 自治会や施設による健康づくりの場の提供。

■課題と今後の展開

- ① 場所の提供や施設利用料の問題。自治会の集会所は地域住民のみの利用となっており、誰でも参加できません。施設利用料が発生すると、参加費等の問題が発生し、負担感があります。
- ② 住民主体の健康づくりの場が、高齢者の生活にどのような効果をもたらしているのか評価が必要。
⇒ 評価にあたっては、体力測定その他、参加者の日常生活にどのような意味を持ち、どんな変化があったのか評価が必要だが、評価内容についてのエビデンスを持っていません。
毎日同じ時間に行うことは、参加者の日課になっており、特に閉じこもりやうつ傾向のある方の活性化につながっています。
- ③ 住民主体の健康づくりとして、佐倉ふるさと体操をツールに展開しています。ラジオ体操と同様に身近な地域に集って、短時間でも外に出かけることが日常生活を活性化し、人と人との繋がりになっています。

身近な場所で行うには、場所の提供と協力者が必要だが、自治会や町内会の集会所は料金や管理の問題があるため、公共施設や商店などの空きスペースで、職員やお店の人の協力によりできないか、以前より構想としてあり検討中です。

⇒ 商店の空きスペースの利用については、今年度、佐倉商工会議所主催の「まちゼミ」に参加する機会があり、話し合いの場で佐倉ふるさと体操についてお話をする機会がありました。その参加者から、小学校の空きスペースの利用で小学校の許可も得たとの話があり、担当圏域の地域包括支援センターに繋がりました。今後も、商工会議所やあらゆる組織等に理解と協力を求める必要があります。

3 障害者に関する活動

ボランティアグループ「佐倉市こおろぎの会」では、視覚障害者への情報提供として録音物作りを行っています。

- 事例名 視覚障害者への音訳ボランティア
- 地域 市内全域
- 実施主体 ボランティアグループ「佐倉市こおろぎの会」
- 活動要約 視覚障害者への情報提供として録音物作り
- 主な分野 「視覚障害者支援」「情報保障」
- 主な関係者 ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 約44年前に、目の不自由な知人から広報などを読んで欲しいと頼まれた方が、仲間を募り、勉強会を重ねて会を立ち上げました。
- 約10年前からデジタル化され、現在はパソコンに音声を取り込み、CDにコピーして利用者に郵送しています。
- 活動歴の長い会で、会員の入会のきっかけは様々だが、身近な視覚障害者の役に立ちたいなど、それぞれが使命感を持って参加しています。

■活動内容

- 会員が4班に分かれて（1班約5名）、こうほう佐倉など4種類の広報紙を音訳し、CDにコピーして視覚障害者の方々に郵送しています。
- 広報紙の発行日に、担当班が紙面の割り振りを行い、各自が下調べなどの準備をします。翌日に録音をして、人数分のコピーを作り、郵便局に持参します。基本的に発行日の翌々日には利用者の手元に届きます。
- 広報類の他に、「月刊こおろぎ」という自主製作の音声雑誌を発行しています。班ごとに、利用者に届けたい内容を選び、温かみのあるものに仕上げようと心掛けています。
- 個人的なリクエストにより、家電の説明書なども音訳しています。

■ポイント・工夫している点

- 年度初めに年間録音予定表を作成、各自が仕事などの日程を調整して録音日を確保しています。
- 正確な情報を伝えるために、地名、人名、難読語などをよく下調べして、読み間違いのないように注意しています。

- デジタル録音では、編集により頭出しができるので、目次を作り、聞きたい箇所が探せるように工夫しています。「休日の急病は」などの緊急時に必要な情報は、最後にまとめて録音しています。
- 冒頭にテーマ曲や季節の挨拶を入れて、親しみやすいものになるように工夫しています。

■参加の方法及び参加のきっかけ作り

- 会員募集のチラシを作り、機会があれば配っています。

■関係機関・協力団体・連携団体など

- 佐倉市社会福祉協議会

■課題と今後の展開

- 高齢や家族の事情などで、退会する会員もいるが、若い会員も少しずつ増えてきています。
- 録音技術の進歩に遅れないよう、勉強会も必要です。
- こうほう佐倉など市が発行する広報類については、「声の広報等発行事業」として市から佐倉市社会福祉協議会が受託している事業の中で、録音の部分を担当しています。機材などは委託事業の中で準備されているものを使用しています。
- 日々、情報の取得が困難である視覚障害者の方々に、少しでも早く正確な情報をお届けできるよう日々努力しています。
- 新会員の獲得が課題です。現在は会員の紹介で増えています。利用者も高齢化しているため、障害福祉課の窓口を新たに訪れる視覚障害者へ会の活動を知らせるチラシを配ってもらっています。

4 子どもに関する活動

学習支援「ねっこの会」と子ども食堂「ねっこ食堂」では、支援を必要とし孤立しがちな子どもや保護者に対する支援を行っています。

- 事例名 学習支援「ねっこの会」・子ども食堂「ねっこ食堂」
- 地域 根郷地区
- 実施主体 「ねっこの会」・「ねっこ食堂」
- 活動要約 支援を必要とし孤立しがちな子どもや保護者に対する支援
- 主な分野 「学習支援」「居場所づくり」
- 主な関係者 根郷地区民生委員・児童委員協議会

■活動のきっかけ・経緯

- 学習支援・居場所づくりを通して、地区で見守り・支援が必要な子どもや保護者を支え、子どもの自立を助けるために発足しました。

■活動内容

- 小・中学生の基礎学習の手伝いをしています。教科書に沿った学習を中心に読書や宿題の手伝い等、一人ひとりに合わせたサポートを行っています。
- 「ねっこの会」（毎週金曜日 17～19 時）
- 「ねっこ食堂」（子ども食堂）（毎月最終金曜日 17 時～19 時）
（平成 30 年 4 月から）
- 「ねっこ食堂」の参加者は、原則的には「ねっこの会」に来ている親子・家族、その友達を中心に考えているが、学校の先生方や児童青少年課等にチラシを配布し、居場所としての「ねっこ食堂」と考えています。
- 保護者との了解事項として、送迎はしないこととしています。小学生は、学童保育等から直接来て、帰りは保護者が迎えに来る。中学生は、自転車等で、直接自分で来る。保険は社会福祉協議会のボランティア保険に加入しています。

■ポイント・工夫している点

- 単に学習の支援をするだけでなく、子ども・保護者の「居場所」づくりに繋がることも意識しています。
- 季節に合わせたイベント（クリスマス会、卒業・入学お祝い会）等を実施し、仲間と協力して、自分の役割を持って頑張ることに繋げてもらっています。

- 迎えに来る保護者と顔を合わせてコミュニケーションを取ることを心がけています。保護者も地域でコミュニケーションを取れる人がいることで、生活に自信が持てるようになっていきます。学習支援を通じた、対象家庭への支援に繋がることを目的としています。

■地域への活動の輪の広がり

- 学校や学童等からの紹介により、対象人数が増えました。
根郷地区民児協だより「やまゆり」等にも掲載し、スタッフを募集しています。
- 「ねっこの会」の説明に、学校や学童に伺いました。学校では、職員会議で心配な児童について検討、親からの学習に対する相談により紹介がありました。
- 同様に、児童青少年課からも何人か「ねっこの会」を紹介、親子で見学後、参加されました。
- 民生委員・児童委員が関わっている準要保護世帯、保護世帯等に声かけして参加に繋がっています。
- 学習支援を続けていく中で、「子ども食堂」について検討し（根郷地区民児協・社協、社会福祉法人愛光）、平成30年度4月から「ねっこ食堂」オープン（先ずは月1回、最終金曜日17時～19時）。
- 子どもの貧困や居場所づくりとしての子ども食堂の必要性について、「ねっこの会」を立ち上げた民児協と学童の指定管理者である社会福祉法人「愛光」と児童福祉事業の地区社協が1年間（3、4回）会議を行いました。
県内の子ども食堂を視察し、場所（規模）、スタッフ、対象者、予算面等を検討しました。
- 対象者も広がりを感じたが、スタッフについても、地域の中で探してお願いしてみると、元教師など協力を得られました（3人）。
- 「ねっこ食堂」のスタッフについても、地域の中で活動している「むぎの会」「食生活改善推進員」、また、学習支援は無理だが、食堂の手伝いならと地域の方の協力も得られました（10人）。
- 根郷地区内の諸団体との連携の中で、民生委員、福祉委員、地区長、地域のボランティアに声かけをしながら、人材の発掘（一本釣り）をしています。
- 民生委員・児童委員がいろいろなボランティア団体に参加していることが、人材発掘に繋がっています。
- 地域の社会福祉法人「愛光」より、地域貢献として、助成・応援をいただいています。

- チラシを作成したことで、公民館に連絡があり、親子で「ねっこ食堂」に参加がありました。
- 「ねっこ食堂」の食材についても、地域の農家や他団体からの寄付があり、広がりを感じています。また、民生委員や福祉委員の中で農業に携わっている人をお願いして寄付を募っています。
- フードバンクや市社協をお願いして、頂いています。また、まち協農園の野菜を寄付してもらっています。

■参加の方法及び参加のきっかけ作り

- 市社協、学校、児童青少年課等からの紹介。
- 対象の子ども達の友人、または、親の友人からの紹介で入会。
- 開催場所である根郷公民館に問い合わせ、繋いでもらう。
- 根郷地区民児協だより「やまゆり」に掲載したり、PRのチラシを作成し、公的機関に配布。

■関係機関・協力団体・連携団体など

- 行政（児童青少年課、社会福祉課等）
 - ⇒ 児童青少年課は、支援の必要な家庭の紹介（不登校や児童虐待、問題のある子など）。
- 社協（生活困窮者自立支援等）
 - ⇒ 社会福祉課・佐倉市社会福祉協議会は、生活困窮者自立支援事業の一環として支援（会場の年間予約、スタッフ・子どもの保険加入、教科書無料提供、助成金、フードバンクや野菜・食材等の寄付、学習支援団体の懇談会開催や指導等）。
- 学校
 - ⇒ 支援の必要な家庭（準要保護・保護世帯、母子・父子世帯、不登校等）の紹介と対象世帯に関して日頃からの情報交換。
- 根郷地区民児協
 - ⇒ 根郷地区民生委員・児童委員、主任児童委員が中心となって運営企画。
 - 定例会に於いて状況報告、また、スタッフの協力依頼。
- 根郷地区社協
 - ⇒ 根郷地区社協から毎年助成金（1万円）をいただいています。
 - 理事会等で状況報告やスタッフの協力依頼をしています。
- 住民会議
 - ⇒ 会議等で状況報告とスタッフの協力依頼。
- 地域まちづくり協議会

- ⇒ 会議等で状況報告、まち協農園の野菜の寄付、まち協農園収穫祭への参加。
- 地区内の社会福祉法人「愛光」の地域貢献として、助成とともに、スタッフとしても協力（社会福祉法人の地域貢献として、「ねっこの会・ねっこ食堂」に助成金（5万円）。「ねっこ食堂」に愛光職員や学童職員がスタッフとして協力）。
- 地域の農家
 - ⇒ お米・餅米、野菜等の寄付あり。
- 配食サービス「むぎの会」
 - ⇒ 配食サービスのノウハウを活かした「ねっこ食堂」への手伝い。
- 食生活改善推進員
 - ⇒ 献立や食材について指導いただきながら、スタッフとして協力。
- 元教師（住民の中から）
 - ⇒ 現在「ねっこの会」は中学生、高校生が増えている中で、元英語教師、塾の先生がスタッフとして協力いただき、助かっています。

■課題と今後の展開

- 中学生・高校生が増えたので、スタッフの増員を検討しています（声かけしています）。
 - ⇒ ボランティア仲間をお願いしてOKをもらう。
- 小学校低学年で勉強の習慣のない子どもへの対応、やる気の引き出し方。
 - ⇒ 焦らず子ども達に寄り添って、「あそび」「勉強」「おやつ」の時間等メリハリをつける。
- 外国籍の子どもたちへの対応について。
- 保護者の中で、意識や理解不足の方への対応。
 - ⇒ 保護者にも「子ども食堂」に来てもらったり、保護者会の開催を検討したい。
- 「ねっこの会」「ねっこ食堂」、親の迎えができなくて、参加できない子どもをどうするか。
 - ⇒ 送迎については、今後の課題として、社会福祉法人「愛光」とも検討していきたい。